

米軍基地関係特別委員会記録
<第2号>

平成31年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成31年3月22日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成31年 3月22日 金曜日
開 会 午前10時34分
散 会 午後 5時19分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 請願平成29年第6号、請願平成30年第5号、陳情平成28年第39号、同第78号、同第117号、同第119号、同第124号から同第127号まで、同第138号、同第153号、同第161号、同第163号、同第167号、同第168号、同第173号、同第175号、同第178号から同第183号まで、陳情平成29年第13号、同第14号、同第20号の4、同第23号、同第25号、同第27号、同第28号、同第31号、同第44号、同第79号、同第81号、同第99号、同第116号、同第117号、陳情平成30年第27号、同第28号、同第70号、同第82号、同第90号、同第91号、同第95号、同第96号、同第114号、同第119号、陳情第5号、第6号、第10号、第12号、第13号、第17号及び第18号
- 2 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（12月以降の米軍関係の事件・事故について）
- 3 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委 員 長 仲宗根 悟 君

副委員長	親川敬君
委員	山川典二君
委員	花城大輔君
委員	末松文信君
委員	照屋守之君
委員	宮城一郎君
委員	照屋大河君
委員	新垣清涼君
委員	瀬長美佐雄君
委員	渡久地修君
委員	金城勉君
委員	當間盛夫君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室長	池田竹州君
基地対策統括監	兼県民投票推進課長	渡嘉敷道夫君
参事兼基地対策課長		金城典和君
辺野古新基地建設問題対策課長		多良間一弘君
環境部環境企画統括監		棚原憲実君
環境部自然保護課長		金城賢君
子ども生活福祉部平和援護・男女参画課班長		波平志津代さん
土木建築部土木整備統括監		松島良成君
土木建築部海岸防砂課長		永山正君
企業局配水管管理課長		石新実君
教育庁義務教育課長		宇江城詮君
警察本部刑事部長		島袋令君

警 察 本 部 交 通 部 長 宮 城 正 明 君

○仲宗根悟委員長 ただいまより、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

請願平成29年第6号外1件、陳情平成28年第39号外52件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る12月以降の米軍関係の事件・事故について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境部長、子ども生活福祉部長、土木建築部長、企業局長、教育長、警察本部刑事部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、請願平成29年第6号外1件及び陳情平成28年第39号外52件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

池田竹州知事公室長。

○池田竹州知事公室長 知事公室所管に係る請願・陳情の御説明の前にお願いがございます。処理概要の一部に変更がございますので、変更後の処理概要を配付してもよろしいでしょうか。

○仲宗根悟委員長 どうぞお願いします。

(処理概要配付)

○仲宗根悟委員長 では、続けてください。どうぞお願いします。

○池田竹州知事公室長 ただいま議題となっております知事公室所管に係る請願・陳情につきまして、お手元の請願・陳情説明資料、そして今、追加で配付させていただきました説明資料に基づき処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は継続が2件、陳情は継続が46件、新規が7件、請願・陳情を合わせて55件となっております。

初めに、継続審査となっております請願・陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

修正しました箇所につきましては、下線で示しており、主な修正箇所を読み上げて御説明いたします。

説明資料の4ページをお開きください。

請願平成30年第5号普天間基地5年以内運用停止の遵守を求める意見書に関する請願の4行目になりますが、「繰り返し求めてきたところですが、実現されなかったことはまことに遺憾であります。」に修正し、7行目になりますが、「宜野湾市と連携し、」を加えております。

続きまして、5ページをごらんください。

陳情平成28年第39号辺野古新基地建設を直ちに中止し、普天間基地の即時閉鎖を求める陳情の項目1につきまして、先ほど追加で配付いたしました概要の6ページをごらんください。

4行目ですが、「また安倍総理等との面談においても求めてきたところですが、実現されなかったことはまことに遺憾であります。県としましては、今後も引き続き、宜野湾市と連携し、普天間飛行場の早期返還及び危険性の除去を政府に対し、強く求めてまいります。」に修正し、6ページの下から5行目になりますが、「審査申し出を行ったところですが、本年2月18日に県の主張を却下する決定がなされました。県としては当該決定を不服として、地方自治法に基づく違法な国の関与の取消訴訟を本日3月22日に提起することにしております。」に修正しております。

また、15ページをお開きください。

陳情平成28年第124号米軍北部訓練場のヘリパッド建設工事等に関する陳情の項目1から3につきましても、先ほどお配りしました資料の2枚目、16ページになりますが、同様の修正を行っております。

続きまして、36ページをお開きください。

陳情平成28年第178号翁長知事及びオール沖縄に対する陳情の項目1及び4の後半部分につきまして、先ほど追加で配付しました資料の3ページ目になります。その37ページの9行目になりますが、「審査申し出を行ったところですが、本年2月18日に県の主張を却下する決定がなされました。県としては当該決定を不服として、地方自治法に基づく違法な国の関与の取消訴訟を本日3月22日に提起することにしております。」に修正しております。

続きまして、本体資料の49ページをお開きください。

陳情平成29年第13号沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める陳情の項目1(2)の2段落目につきまして、50ページになりますが、「今回の県民投票によって、辺野古埋め立てに絞った県民の民意が明確に示されたことは、極めて重要な意義があるものと考えております。」に修正しております。

す。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

説明資料の93ページをお開きください。

陳情第5号嘉手納基地所属の米空軍兵による銃所持脱走事件に関する陳情の項目1から3につきましては、平成30年12月6日に発生した米軍嘉手納基地所属の空軍兵による銃所持事案を受け、県は、平成30年12月26日に米軍、外務省沖縄事務所及び沖縄防衛局に対し、徹底した原因究明及び武器管理体制の総点検を実施し、再発防止について万全を期すとともに、事件・事故発生時の速やかな通報を徹底することを強く要請しました。また、県はこれまで、日米両政府に対し、事件・事故の原因究明及び安全管理の徹底、連絡通報体制の検証、改善等を強く申し入れてきたところであり、今後とも、あらゆる機会を通じて、三連協とも連携し、米軍及び日米両政府に対して、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

続きまして、95ページをごらんください。

陳情第6号辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例に反対し、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去及び閉鎖・返還を求める陳情につきましては、辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例については、去る2月24日に、全市町村参加のもと執行されました。その結果、賛成、反対、どちらでもないの投票の数のうち、反対の投票の数が、投票総数の71.7%と最も多く、投票資格者総数の4分の1を上回る37.6%となりました。今回の県民投票によって、辺野古埋め立てに絞った県民の民意が明確に示されたことは、極めて重要な意義があるものと考えております。普天間飛行場の危険性除去は喫緊の問題であり、県はこれまで、安倍総理や菅官房長官との面談において、繰り返し普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会の早期開催を求めてまいりました。県としましては、今後も引き続き、宜野湾市と連携し、普天間飛行場の早期返還及び危険性の除去を政府に対し、強く求めてまいります。

続きまして、97ページをごらんください。

陳情第10号全国知事会の米軍基地負担に関する提言の趣旨に基づいて、日米地位協定の見直しを求める意見書を提出するよう求める陳情の項目1及び2につきましては、県は、米軍基地から派生する諸問題を解決するためには、米側に裁量を委ねる形となる運用の改善だけでは不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要と考えております。平成29年9月には、日米両政府に対し、日米地位協定の見直しに関する要請を行っており、同要請の第25条関係で、基地運用に関して基地が所在する地方公共団体の意向が反映されるよう、地域特

別委員会を設置すること等を求めています。また、平成30年11月に行われた政府主催全国都道府県知事会議において、知事から政府に対し、改めて同協定の抜本的な見直しを強く求めています。

続きまして、99ページをごらんください。

陳情第12号辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票条例に反対し、一日も早い普天間飛行場の危険性の除去及び閉鎖・返還を求める陳情につきましては、先ほどの陳情第6号に同じでありますので、説明は省略いたします。

続きまして、100ページをお開きください。

陳情第13号嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に関する陳情の項目1及び2につきましては、嘉手納飛行場でのパラシュート降下訓練は周辺住民を初め、県民に多大な不安を与えるものであり、同飛行場におけるパラシュート降下訓練の常態化は、断じて許すことはできないと考えております。県は、パラシュート降下訓練は、沖縄県民の基地負担の軽減を図るというSACO最終報告の趣旨に沿って厳格に行われるべきであると考えており、日米両政府に対し、平成31年2月12日及び14日に嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を実施しないよう、強く要請しました。県としては、これ以上、地元の負担増になることがあってはならず、今後ともあらゆる機会を通じ、三連協とも連携し、嘉手納飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないよう、日米両政府に対して粘り強く働きかけていきたいと考えております。

続きまして、102ページをお開きください。

陳情第17号CV22オスプレイの飛来に関する陳情の項目1及び2につきましては、説明資料の81ページ、陳情平成30年第90号項目1に同じでありますので、説明は省略いたします。

続きまして、103ページをごらんください。

陳情第18号嘉手納基地における訓練激化に関する陳情の項目1から3につきましては、嘉手納飛行場をめぐっては、米軍再編に伴う一部訓練移転が実施されておりますが、昼夜を問わない訓練やエンジン調整、外来機のたび重なる飛来など、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。県は、平成31年2月12日に外務省特命全権大使（沖縄担当）及び沖縄防衛局長に対し、訓練移転の取り組みの強化のみならず、外来機の飛来制限など、地元が負担軽減を実感できる取り組みを行うよう強く要請したところです。県としては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、引き続き、訓練移転の取り組みの強化、航空機騒音規制措置の厳格な運用、騒音対策の強化・拡充など、航空機騒音を初め

とした負担軽減を強く求めてまいります。

以上、知事公室の所管に係る請願2件、陳情53件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第117号外18件について、環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

棚原憲実環境企画統括監。

○棚原憲実環境企画統括監 環境部所管の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情19件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、環境部に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、請願平成29年第6号について、子ども生活福祉部平和援護・男女参画課班長の説明を求めます。

なお、継続の請願については前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

波平志津代平和援護・男女参画課班長。

○波平志津代平和援護・男女参画課班長 子ども生活福祉部が所管する請願につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております請願1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で、子ども生活福祉部に係る請願処理概要について、御説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 平和援護・男女参画課班長の説明は終わりました。

次に、陳情平成30年第70号外1件について、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

松島良成土木整備統括監。

○松島良成土木整備統括監 土木建築部所管の陳情につきまして、処理概要を説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、継続2件となっております。

当該陳情につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第178号について、企業局配水管理課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

石新実配水管理課長。

○石新実配水管理課長 企業局関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上で、企業局に係る陳情処理概要について、御説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 配水管理課長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第119号について、教育庁義務教育課長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

宇江城詮義務教育課長。

○宇江城詮義務教育課長 教育委員会関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、教育委員会に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。
御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 義務教育課長の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないよう簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 まず、陳情平成28年第39号。先ほど知事公室長から処理概要の追加がありましたけれども、その最後のところです。県としては当該決定を不服として、地方自治法に基づく違法な国の関与の取消訴訟を本日3月22日に提起することにしておりますと説明がありましたけれども、これはもう既に今、裁判所に提訴をしているのですか。

○池田竹州知事公室長 時間は今、調整中ですが、きょう午後に訴えを提起することにしております。

○山川典二委員 きょうが、ある意味、期限という話がありますが、その経緯の説明をお願いします。

○池田竹州知事公室長 今回、提起に先立ちまして、19日に安倍総理と玉城知事が面談した際に、静ひつな環境で話し合いを行いたいということで、工事の中止、そして3月25日に予定されています新しい区域への土砂の投入を見合わせるように玉城知事から求めました。その際に、今回の関与取消訴訟は3月22日が期限となっておりますが、それについても国の対応によっては対応を検討したいとお答えをしたところです。それにつきまして、翌20日のたしかお昼ごろだったと聞いておりますが、官邸の杉田官房副長官から謝花副知事に連絡がありまして、工事の中止、そして3月25日からの新しい区域への土砂の投入につきまして予定どおりさせていただきたいとの連絡をいただいたところです。それを踏まえて、20日、そして昨日、調整をして最終的に検討して、訴訟を提起するに至ったものでございます。

○山川典二委員 埋め立ての承認撤回の執行停止を判断した国土交通大臣の判断は違法ということで取り消しを求めて、福岡高等裁判所那覇支部にこれから提訴するとのこと。私は少し話をしましたが、提訴内容を含めて整理してポイントの部分を説明していただけますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 平成30年11月29日に国土交通大臣が執行停止の決定を行ったところですが、県はその取り消しを求めまして、国地方係争処理委員会に審査を申し出たところでございます。それが、ことし2月18日に国地方係争処理委員会において、県の申し出を却下するとの決定がなされた経緯がございます。この審査申し出に関しまして、県としましては、沖縄防衛局は国の固有の資格に基づいて公有水面埋立承認を受けたものでございますので、この行政不服審査法に基づく執行停止の申し立ては行うことはできないと考えております。ですから、そのような申し立てに基づきまして、国土交通大臣が行った執行停止決定は違法であることから、この執行停止決定、国の関与を取り消すことについて訴訟を提起すると考えているところでございます。

○山川典二委員 国土交通大臣はこれを認めたのですよね。なぜ認めたのですか、県の見解をお願いします。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 国土交通大臣の執行停止決定は、沖縄防衛局は固有の資格に当たらないということに基づいて執行停止決定を行っている認識しております。

○山川典二委員 さらに総務省の第三者機関であります国地方係争処理委員会では、議論もしないで門前で却下されていますよね。なぜ却下されたのですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今回、国地方係争処理委員会ですが、私人に対する埋め立て免許、それから国に対する埋め立て承認などは、埋め立て後に生じた土地の所有権の成立の場面で違いが生ずるということで、埋立権限を付与する点では、免許も承認も一緒であるので、沖縄防衛局は固有の資格に当たらないという形で判断されているものと理解しております。

○山川典二委員 ですから、国土交通大臣が、県の承認撤回を、そうではない

ということで執行停止を認めた。それから国地方係争処理委員会も今、お話のように却下した。その内容がありますよね。その内容について、皆さんの見解は裁判闘争、司法でという話がありますけれども、弁護士の皆さんに相談しながら、具体的にそれを論破できるような議論はされたのですか。裁判をする以上は勝たなければいけないでしょう。今までずっと負けていますよ。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 県としては、沖縄防衛局は固有の資格に当たると考えているところですが、公有水面埋立法の埋立承認につきましては、処分の名宛人が国の機関に限定されているものであります。沖縄防衛局長は一般私人の立場には立ち得ない立場にあると。そういうことから固有の資格であると考えております。行政不服審査法の第7条第2項におきましては、同法の適用は除外されておりますので、沖縄防衛局長に対しては、県としては行政不服審査法に基づく執行停止の申し立ての適格は認められないものと考えておりますので、国地方係争処理委員会の決定に対しては不服があるということで、今回、国の関与取消訴訟を提起するところでございます。

○山川典二委員 今回の提訴の論点の一つは、行政不服審査法で、沖縄防衛局、防衛省が私人になり得るのかどうかの一つのポイントになると思うのです。過去にこのような事例はありましたか。国が私人という形で、辺野古新基地に関してはありますが、それ以外に県内でありましたか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 国が私人として扱えることに関しては、当方としては把握しておりません。

○山川典二委員 前回、翁長前知事時代にありましたね。その内容を結果も含めて説明してください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 前回とは、平成27年度の承認取り消しの際だと思えます。その際には関与取消訴訟などいろいろありましたが、和解に基づいて成立させるために判断はされていない形になっているものと理解しております。

○山川典二委員 そうですか。これは間違いはないですか。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から前回の国地方係争処理委員会への提起内容についてかと確認があり、山川委員から前回と今回の両方だと説明した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

池田竹州知事公室長。

○池田竹州知事公室長 国地方係争処理委員会につきましては、前回の翁長前知事時代の承認取り消しを2度提起しております。まず最初は、今回と同じように執行停止決定に係るものです。和解の前でございます。それにつきましては、国地方係争処理委員会として判断することができないという形でございます。それに対しての地方自治法に基づく訴えの提起、今回と同じような関与取消訴訟は提起できるとの解釈も示されております。その後、3月4日に和解が成立しまして、和解に基づいて国地方係争処理委員会に改めて提起したという流れでございます。

○山川典二委員 いずれにせよ、これについてはまた後ほど我が会派の委員が質疑いたしますので、次に移ります。

岩礁破碎の差し止めを求めて、平成17年7月に那覇地方裁判所に提訴した。平成18年3月に全く議論もされずに却下された。判決は不服として、県は福岡高等裁判所那覇支部に提訴しました。そして平成30年12月にこの訴えも棄却されました。裁判所は審判対象にならないとの理由ですが、今回は岩礁破碎について、先日の玉城知事と安倍総理との会談の中でも議論があったかもしれません。その後の記者会見で、この岩礁破碎の最高裁判所でも今、審理中ではありますが、それを取り下げるとのことです。これはどういう理由で取り下げるのですか。あるいは取り下げようと考えているのですか。

○池田竹州知事公室長 玉城知事はかねてより辺野古の埋め立てに係る問題は司法より対話によって解決されるべきであると述べられてきたところでございます。特に静ひつな環境で対話を行うということで、今回、国に対して工事の中止、そして3月25日からの新たな土砂の投入の中止を求めていることもございまして、県としても対話に応じる姿勢を示すために、そのような形で国に示したものと考えております。

○山川典二委員 これまではこれを最初に提訴して福岡高等裁判所那覇支部ま

でいって、最高裁判所。皆さんの側で法令解釈が違うとのことで裁判をずっと続けてきたわけでしょう。では、それはどうなるのですか。法令解釈があったと理解しているのですか。なぜこれまでいろいろと経費も使って細かくやっているのに、いきなり対話だからといって、裁判はけんかですから、国に言いたいことがあって、解釈が違うから議論しようではないかということで裁判所があるわけでありまして、なぜ最高裁判所で取り下げるのかどうか、よく理解できないのです。やるなら徹底してやるべきではないですか。そうであれば、今回のきょうの提訴もあり得ないでしょう。全てやったほうがいいのではないですか。皆さんは普天間飛行場も、辺野古新基地建設を絶対阻止すると言っておられますし、玉城知事もそれを選挙公約にしているわけでありますから、大きな柱です。柱の中でやっているものをなぜ取り下げるのか。多くの県民が理解に苦しむと思うのですが、それをもう少し整理して説明してください。

○池田竹州知事公室長 岩礁破碎に係る地裁、高裁判決におきましては、山川委員御指摘のように、いわゆる法律上の訴訟に当たらないということで、県が求めています漁業権の水産庁の解釈の変更であるというような実態的な審理につきましては、残念ながら一切行われていなかった状況でございます。ですので、漁業権の解釈そのものについては、私どもは従来どおりの考えで行っているところでございます。繰り返しになりますが、今回の取り消しにつきましては、国に対話を求めている中で、県としても対話の姿勢を示す一つの方法として玉城知事からの話が行われたと考えております。

○山川典二委員 具体的に玉城知事からいつ指示があったのですか。謝花副知事にも話があったとありましたが、いつどこで指示があって、いつ判断されたのですか。

○池田竹州知事公室長 玉城知事が3月1日に県民投票の結果を安倍総理にお伝えした際に、今後も対話の機会をぜひ速やかに持っていただきたいと。そのときに安倍総理との対話をお願いしたところでもございまして、それにつきまして、国会中ではありますが、引き続き面談をお願いしましたところ、その前日ですか、18日に、翌19日、午前中を含めて玉城知事との面談の日程の確保が、かなり可能性が高いとの連絡がございました。そこを受けまして、そのときにどういった対応で臨むかは三役で話し合われたと考えております。

○山川典二委員 謝花副知事が、玉城知事、安倍総理の会談直前に、東京で政

府高官と調整していますよね。その中で、取り下げに関して政府からの働きかけもあったのかどうか。当然、その議論が何かないと簡単に取り下げる方針は出ないと思うのです。その辺の調整内容のポイント部分が変わるのでしたら詳述していただきたいし、わからなければ、あくまで玉城知事が判断して指示をしたか。その整理をしたいのでお願いします。

○池田竹州知事公室長 謝花副知事が杉田官房副長官とお会いした。それは安倍総理との面談を求めているということで、その前には通常、幹部がお会いして具体的に話をしてくる。日程を含めてどういった形でとれるかの調整は行ったと聞いております。ただ、その際に、政府から取り下げの働きかけは、私が聞いた範囲では特になかったと聞いております。

○山川典二委員 これにつきましても、また我が会派の委員が後ほど質疑しますので終わりますが、辺野古新基地移設問題に係る裁判がこれまでに何件あって、そしてその経費は幾らぐらいあったのか。

それからもう一つは、きょうのものも含めて今、係争中は何件あるのか、それがもしわかれば御説明をお願いします。

○池田竹州知事公室長 私から現在の状況ですが、現在、係争中のものは、先ほどありました岩礁破碎に係る上告が最高裁にかけられている。本日午後、時間は調整中ですが、関与取消訴訟について提起すれば、それと合わせて、きょう時点では2件になるかと思えます。

○山川典二委員 岩礁破碎については取り下げ決定ですか。

○池田竹州知事公室長 取り下げる方向で指示は受けております。最終的に実際の取り下げについて、どのような手続が要るかは弁護士も含めて検証しているところでございます。

○山川典二委員 検証も含めて皆さんとしてはいつごろ正式に取り下げる予定ですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今、知事公室長からお話があったとおり、取り下げに関する手続などの準備は進めているところですので、それができ次第になると思えます。きょうは金曜日ですので、きょうじゅうにで

きるかどうか、あるいは週明け早々になると思っています。

○山川典二委員 週明け早々であれば、月内に、年度内に、これは一つの区切りですから、もし取り下げるならば速やかにやってほしいと思います。

話を变えますが、私も本会議で何回か質問しまして、辺野古新基地に係る予算2兆6500億円、そして工期は13年ぐらいかかるだろうと。もう既に共産党の赤嶺議員も国会でいろいろ議論しているのですが、これがひとり歩きするのを懸念して議会でも質疑をしました。知事公室長、この根拠をもう一度教えてくださいませんか。

そしてもう一点、土木建築部と環境部とのすり合わせもした上での数字、あるいは年数ですか、それも確認します。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 政府におかれましては、岩礁破碎への添付図書であります資金計画書において、埋立工事に要する費用の額としまして2405億4000万円を示しているところです。一方、平成30年10月16日の審査請求において政府が示しました資料によりますと、平成29年度末までに契約額が1426億円、そのうち920億円を支払っている形の数字が示されておりました。その時点で埋立工事は計画されている22カ所の護岸のうち6カ所の護岸が概成されておまして、1カ所の護岸は一部のみに着工されているような現状でありました。その現状であるにもかかわらず、既に当初計画予算の60%の予算が契約済みになっておりましたので、承認を得た額を超えるのは確実だろうと考えたところです。それで県としましては、昨年11月の謝花副知事と杉田官房副長官との集中協議に臨むに当たって、大まかな目安を持つために概略で全体工事費を算出したところがございます。この算出した中身は、支払い済み額の920億円に係る護岸の計画表が当初の資金計画書から求めますと、約91億6300万円でした。約10倍に費用がかかっていることから、当初の事業費の2405億円を10倍しまして2兆4000億円と算出しました。これに対して、今後、地盤改良工事が想定されますので、地盤改良工事に係る費用としまして約500億円が追加されるだろうと算出しました。県内・県外からの埋立土砂の調達につきましても追加で1000億円の費用がかかるだろうと算出しまして、最大で2兆5000億円かかるものと試算したところがございます。この概算であります費用に関しましては、先ほど言いましたように、集中協議に当たっての概略で目安を持とうとありましたので、我々知事公室で求めているところがございます。工期は、現在の埋立工事は、岩礁でもともと5年の工期が示されております。辺野古側の護岸は工事を着手されているところですが、大浦湾の護岸そのもの

に関しても5年かかります。ですから、辺野古側の護岸工事を進めていても工期は短縮されない。5年のままであろうと。それに地盤改良工事が加えられますと、この地盤改良工事も岩国飛行場の事例や、あるいは我々の新設計で出された資料の中から燃料消費量を算出しまして、地盤改良の工期が大体5年になるだろうと推定しました。それに加えて、埋め立てができた後の上物工事、飛行場施設や駐機場などのいろいろな建設に関しては統合計画の中で約3年と示されておりますので、合計で13年かかると試算したところでございます。

○山川典二委員 その辺の数字、工期の年数を、環境部と土木建築部ですり合わせをしたかを含めて答弁してください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 先ほどもお答えしましたが、集中協議に当たって大まかな目安を持つために推定したもので、あくまでも知事公室内で求めたところでございます。

○山川典二委員 知事公室の中で、地盤改良、あるいは海の埋め立てですから環境に係る重要案件がたくさんあるじゃないですか。基本的なところだけでもいいですからすり合わせをして初めて数字を出さないといけないのではないですか。あくまでも皆さんの机上の空論とは言いませんが、それに近い感じでペーパーで全部出したものですか。これが今は全国区の話題になっているわけです。もう少し精査してしっかりと数字を出して、手直しするならまだ間に合います。直したほうがいいです。なぜやらなかったのですか。それで出せるのですか。土木建築部、環境部を含めてそれを聞きたいです。

○池田竹州知事公室長 埋め立ての費用につきましては、私どもは留意事項に基づきまして、全体の実施設計を示していただきたいと再三、政府に求めてきたところでございます。あわせて、政府が追加で数十本やっていますボーリング調査のデータについても提供を求めたところですが、残念ながら、いずれも提供がなされておられません。総費用につきましてもさまざまな会議の場でも政府に求めているところですが、それについては現在、お答えできないとの状況でございました。そのようなことから集中協議に臨む上で、県として既存の公表されている資料などをもとに試算せざるを得なかった状況でございます。

○山川典二委員 土木建築部、環境部はいかがでしたか。こういう相談はありましたか。情報をきちんと把握しているかどうかです。なかったらなかったで

いいです。

○松島良成土木整備統括監 今回の試算については、土木建築部との協議はありませんでした。

○棚原憲実環境企画統括監 同じく、環境部につきましても試算や期間については、調整はありませんでした。

○山川典二委員 知事公室長、具体的に、例えば外部の専門家も入れてこの数字を算出しているのですか。あるいはそうではなくて、あくまで基地対策課、皆さんのところで作った数字ですか。

○池田竹州知事公室長 先ほど多良間課長からもありましたとおり、私どもは実施設計なりボーリング調査のデータを国に求めたところですが、提供はいただけないと。そういうことで現在、国で公表されている施工実績、契約額などをもとに目安として算定させていただいたものでございます。

○山川典二委員 なぜ国の情報がとれないのですか。

○池田竹州知事公室長 留意事項に基づいて私どもは公文書で再三、実施設計の全体の概要を示すように、またボーリング調査につきましても開示請求を行っておりますが、提供をいただけないと。その理由につきましては、私どもは求めている立場でございますが、国から納得のいくような回答はございません。

○山川典二委員 国から納得のいけるような回答がないとは、どういう内容ですか。

○池田竹州知事公室長 ボーリング調査につきましては、現在、まだ調査が行われている部分があるので全体が取りまとめられていないとの回答だったかと思えます。

○山川典二委員 ですから、皆さんが建設を阻止することも原因になっていませんか。見解をお願いします。

○池田竹州知事公室長 那覇空港の第2滑走路の場合ですと、埋立承認から一

月ぐらいで全体の実施設計が出されております。通常、公共事業であれば全体の実施設計を示してやるのは税金を使う以上、当然のことだと思います。それが5年以上たっても全体が示されていないのは非常に大きな問題だと考えております。

○**山川典二委員** ですから、大きな問題という認識はわかるけれども、途中の翁長前知事との法定闘争などいろいろなものがあると思うのですが、もう少し踏み込んで、言いたいことは言いながらでもいいですから、土木建築と環境の専門家も入らない中で、ひとり歩きで皆さんの机上の数字ばかりが大きくなってきて、私はそれこそ非常に問題があると思うのですが、これはいかがですか。土木建築部も環境部も含めてサンゴやジュゴンの問題などいろいろあるではないですか。全部、ある程度、すり合わせをもう一回やる必要はないですか。いかがですか。

○**池田竹州知事公室長** 繰り返しになりますが、この額につきましては、杉田官房副長官と謝花副知事が集中的に協議をするところにつきまして、あくまでも県としての目安を国にもこういう形で試算していることをお示したところでございます。

○**山川典二委員** それはまた後で質疑がいろいろあると思うのですが、私は本会議でも言いましたが、羽田空港の第4滑走路は2500メートルあります。それで構想から10年で供用開始です。3年5カ月です。本会議でも話をしましたが、あれは栈橋型と軟弱地盤の埋立工法それぞれを組み合わせで世界で最初の工法でつくったものです。かかった費用が6000億円です。それはぜひ検証してほしいと土木建築部に言いましたが、きちんと調査しましたか。

○**松島良成土木整備統括監** 詳細な検討はまだ行っておりません。

○**山川典二委員** あれも軟弱地盤が45から60メートルぐらいのところですよ。25万本の砂ぐいも集中的に入っています。将来的には何センチかの若干の地盤沈下にも対応する形でメンテナンスも含めての制度設計になっています。3年半で2500メートルができています。皆さんは阻止するとのことですが、しかし、国は土砂をどんどん投入して、25日にも土砂を投入して工事は進捗しているわけです。仮にこれがどんどん進む前提でいくと、皆さんが言うように、13年や2兆6500億円という数字にならないと思います。土木建築の専門家、技

術者にもっとヒアリングして、本当の具体的な数字を問うべきだと思います。反対しようが賛成しようが、それを参考にする。県として基本の部分をしっかりとして持っていないと立ち行かないと思います。ですから、土木建築部も環境部も一緒になってやらないと、辺野古新基地問題対策課だけで岩国飛行場の参考などいろいろなものを入れて、2兆6500億円はとんでもない数字だと思います。勉強不足の皆さんの話は聞きたくありませんが、もっと精査して積み重ねていくと2兆6500億円にはなりません。ですから、沖縄ではこれだけかかることがひとり歩きして、全国区で非常に誤解を招くと思います。しかし、皆さんは現行でいくとのこととあります。しようがありませんが、きょうの午後に裁判に提訴するとのこととありますが、玉城知事も対話と言っているわけですから、司法の判断の部分は判断でいいのです。いずれにせよ、かつてのものは、県は全て敗訴しているわけです。そういう意味では、その辺も慎重にしっかりと今後の取り組みを要望して終わりたいと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑ございますか。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 請願・陳情説明資料の49ページです。陳情平成29年第13号沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める陳情ということで、地方自治の範疇から確認させていただきます。先日、一般質問で私から、防衛、安全保障が国の専権事項のところを質問させていただきました。根拠法として地方自治法第1条の2第2項を参照して御答弁をいただいたと記憶しています。国においては、国際社会における国家としての存立にかかわる事務を国が重点的に担いと規定されていると。かつ、それにおいても国家として存立にかかわる事務の具体例として、同法の逐条解説の外交、防衛、通貨、司法などを例示しているとのことでした。知事公室長から、外交、防衛にかかわる事務を国が重点的に担うにしても安全保障については日本全体で考えるべきであり、特にそれを支える基地の設置や運用については、地元住民や地方自治体の理解と協力が必要不可欠であると考えます。この知事公室長がおっしゃられた、そうであったとしても地元住民や地方自治体の理解と協力が必要不可欠であるとは、何を根拠にされているのですか、教えてください。

○池田竹州知事公室長 地方自治の本旨にかかわることだと思いますが、基本、地方のことは自分たちで決めるのが地方自治のあるべき姿だと思います。外交、防衛が国の専権事項であるとしても、地域の意向を全く考慮せずに施策は決定

されるべきものではないと考えております。憲法でも規定されている地方自治の尊重は、外交、防衛政策であっても、その地方の意見をきちんと踏まえて行う必要があると考えております。

○宮城一郎委員 では、法典や律令に条項が文章として存在するわけではなくて、県の考えるコモンセンスとしてそうあるべきではないかということですか。

○池田竹州知事公室長 私どもは先ほどの議会答弁でも、外交、防衛につきまして、地方自治法の逐条解説でお答えさせていただいたところでございます。逆に言うと、逐条解説、地方自治法以外に明確な法的な根拠は探せなかった部分がございます。でも一方で、地方自治の尊重は憲法でも明確に規定されておりますので、そこのバランスをきちっとするのが大事だと考えております。

○宮城一郎委員 何かの世論調査で、七、八割の国民が日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っているとの結果をどこかで目にした記憶があるのですが、県でも世論調査をどこかでつかんでいるようでしたら御紹介いただけないでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 関係資料を持っていないのですが、私の記憶で答えたいと思います。世論調査については以前、県民意識調査をやっております。その中で、安全保障について設問があって、その答えで県民の意識調査をしたことがございます。それと、国においても意識調査をやっていて、平成27年1月、自衛隊防衛問題に関する世論調査の中で、設問としては、日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っていると思いますかと。それに対して、例えば平成27年1月時点で思っているとの返答が82.9%、平成24年1月の調査では81.2%の数字が出ている認識です。

○宮城一郎委員 我が国の国民は、我が国の防衛が日米安全保障条約によって保全されていると、それが容認されていることが世論調査の結果と受けとめてもよろしいでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 今、委員のおっしゃっていることと同じことだと認識しております。

○宮城一郎委員 日米安全保障条約には駐留のことに触れている条文があった

と思います。我が国が平素より米軍の駐留を認め、米軍が使用する施設、区域を必要に応じて提供できる体制を確保していく必要があると、そのこと自体も我が国の国民はおおむね8割が認めていると解釈して大丈夫でしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 多分、委員が先ほど言われた日米安全保障条約の条文については第6条関係になろうかと思います。その中身については、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国はその陸軍、空軍及び海軍が日本において、施設及び区域を使用することを許されるとの御指摘だと思います。ただ、これをもって、先ほどの8割の方が「思っている」という言葉と、基地の提供が直接リンクするかどうかについては、私たちが調べたことがなくて、すぐ断言できる状況にはないということだと思います。

○宮城一郎委員 すなわち安全保障を認めることと米軍駐留を認めることが国民の中でしっかりとイコールとのひもづけがされていないおそれもあるかもしれないと考えられるのでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 ただいま委員のおっしゃる議論につきまして、私たち部署の内部で十分議論したことは、今のところ余りない現状があります。それで結論づけて関係があるかないかの結論を出すことが難しい状況にあります。

○宮城一郎委員 まず、8割の国民は日米安全保障条約が必要と考えていて、アメリカの軍事力に依存すべきだと考えるのであれば、米軍駐留が我が国、国家の存立にかかわる事案だと思うのです。ただ、幾つかの過去の防衛大臣、それから総理大臣も含めて、最近では県民投票に際しての沖縄・自民党会派の御意見としても、地理的優位性が非常に希薄になってきていると感じています。合理的でない理由によって沖縄に米軍が駐留していると考えれば、例えば九州でもそれが展開できるとおっしゃった防衛大臣もいらっしゃいます。辺野古に基地をつくる、あるいは沖縄県内に基地をつくるのは、直接的には存立と関係ないのではないかと思うのですが、ほかの地域でも国家存立は担保できるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 米軍基地がどこに所在したときに国家の防衛に貢献できるかとの細かい議論を我々でしたことはございません。ただ、委員

がおっしゃるように、例えば沖縄における海兵隊については以前、防衛省が言っていた地理的優位性、または一体的な海兵隊の運用の中では、現状の流れでは、そのような理由づけが非常に難しい現状になっていると理解しております。

○宮城一郎委員 では、辺野古や沖縄県内に米軍基地をつくるのは、存立とは因果関係がないわけですから、国の専権事項ではないですよ。私たちの沖縄県民の地方自治によるものではないですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 委員のおっしゃる意味合いは、非常に大きい、重い問題だと思います。外交、防衛については一応、国の専権事項の形で一般的に取り扱われていることは認識しております。一方、それをどこに置くかは、地方自治と非常に大きな関係がある。なぜかといいますと、地方自治の中で基地を提供することによって、現状的に今、地方自治の及ばない空間が自治の区域に存在してしまうという地方自治の根幹にかかわる問題がそこに生じてきますので、その辺は今後、どうあるべきかは大いに議論して、地方自治がどのように絡むかは国民的な議論をすべきだと理解しております。

○宮城一郎委員 地方自治は私たち沖縄県民の民意をあらわす方法として、先日、県民投票が行われました。陳情平成29年第13号の処理方針でも、県民投票によって辺野古埋め立てに絞った県民の民意が明確にされたとあります。そこで、2月24日の県民投票の結果についての県の考え方を改めて教えてください。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 県民投票につきましては、去る2月24日に実施されたところでございます。結果につきましては、投票率が52.48%となっておりまして、賛成・反対・どちらでもないの投票数のうち、反対の投票数が最も多く、投票総数の71.7%となったところでございます。この数字は、投票資格者総数の4分の1を大きく上回る37.6%となったところでございます。県といたしましては、県民投票によって辺野古埋め立てに絞った県民の民意が明確に示されたことにつきましては、極めて重要な意義があったと考えております。

○宮城一郎委員 県民投票条例成立に当たって、私たち沖縄県議会が10月26日の本会議審議の際に私も討論させていただきました。委員会修正案に賛成する立場です。その際、私から申し上げさせていただいたのは、本来はこういう問題は国権の最高機関である国会で審議されなければならない、安全保障のた

めに、ある特定の地方自治体の自治権が制限されるようなことは、国会において特別措置法の審議と、それからその制限を受ける地域の住民による直接投票を付して立法されなければいけないということです。これは県民投票が終わった直後あたりから、一部の識者から憲法第95条で定めるものに非常に結びついていると考えているのですが、憲法第95条の部分をお紹介いただけないでしょうか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 憲法第95条におきましては、国の特別法による地方公共団体の自治権の侵害の防止や地方行政における民意の尊重等を理由に地方自治特別法を制定する場合には、住民投票が必要である旨を規定しております。

○宮城一郎委員 まさに今回の県民投票が、憲法第95条が定めるところの住民投票に準じる行為だと私自身は認識しているのですが、この住民投票で求められるものは何でしょうか。その地域の自治を制限するために住民の何をもって、それは進められていくものなのでしょう。問われているものは何でしょうか。憲法第95条で求められるものは、その地域に制限するものが置かれるのであれば、その地域の過半の同意を求めるものであると、それが今回の住民投票に求められるものだと表記されております。この同意というのは、私たちがこの間行った県民投票では選択肢が3つありましたが、賛成に丸、反対に丸、あるいはどちらでもない。この同意はどの選択肢をバロメーターにすればよろしいでしょうか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 今回の県民投票におきましては、辺野古の埋め立てに対して賛成・反対・どちらでもないの3つの選択肢が示されているわけですが、その3つの選択肢自体は同列の選択肢でございまして、示された選択肢に対して今回は反対の民意が大きかったと考えております。

○宮城一郎委員 反対の民意も大変重要だと思うのです。実際、私たちのグループも運動としては反対に丸と呼びかけてやっていたので、ですので、反対、反対が頭の中の半分以上を占めていた事実があるのですが、実際には賛成の方たちはどのぐらいいたのかもはっきり捉えないといけないと思いますが、それがまさにこの地域に過半の同意があったかどうかだと思います。総投票数における賛成の比率及び全投票資格者における賛成の比率はどのぐらいだったのでしょうか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 今回の県民投票におきましては、投票総数に占める割合といたしまして、賛成が19.0%、どちらでもないが8.7%でございました。そして反対が71.7%ということでございます。

○宮城一郎委員 もう一つ、全ての投票資格者の中における比率です。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 投票資格者総数に占める割合は、賛成が10.0%、反対が37.6%、どちらでもないが4.6%でございます。

○宮城一郎委員 これはおおよそ私たち沖縄県民の過半の同意とは言いがたい状況だと思うのです。もし特別措置法が審議されたら成立しますか。どうでしょうか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 正確な条文は今、持ち合わせておりませんが、投票者の過半数であれば、過半に達していないことになると思います。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮城委員から、投票資格者総数において過半数の賛成があったのか答弁するよう指示があった。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。
渡嘉敷道夫基地対策統括監。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 投票資格者総数に占める割合ですと、賛成が10.0%ですので、過半には達していないことになると思います。

○宮城一郎委員 今回、県民投票の結果を受けて、県内の市町村自治体の長の反応はどのような感じですか。県民投票を尊重すべきかどうかについて、どのようなコメントを出されていますか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 先日、新聞報道でアンケートがあったことは承知しておりますが、今は手元に持っておりません。大変申しわけありません。

○宮城一郎委員 では、同じく新聞報道で結構ですが、直近で全国の都道府県知事はどのような見解を示しているのでしょうか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 大変申しわけありません。そのデータも手元に持っておりません。

○宮城一郎委員 実は今回の県民投票の際に、私たちの地元の宜野湾市は、投票事務を一時拒否する動きがありまして、市民が投票権を行使できないと危ぶまれた時期がありました。その際に御存じのとおり、宜野湾市民は大変複雑な感情・考えを持っております。これは皆さんがおっしゃられているとおりでと思うのですが、その中で、辺野古移設を賛成ではなくて、いたし方ないのではないかという友人もいます。彼が言うには、県民投票ではなくて、国民投票をすべきではないかと。ただ、先ほどの憲法第95条の例を捉えても、ある特定の地域が負うものについて、地域住民が判断を下すものとの観点からすると、沖縄以外の皆さんがこれに何ら投票に加わるのはなじまないと考えています。別の陳情でもありますが、その中で、もし国民全体で議論しようという動きがあるのであれば、今回、私たち沖縄県民と同じように、都道府県民投票を鹿児島県以北の46都道府県でもやるべきではないかと思っています。県民投票条例の第1条に「普天間飛行場の代替施設として国が名護市辺野古に計画している米軍基地建設のための埋立てに対し、県民の意思を的確に反映させることを目的とする」とあったのですが、それを46都道府県で賛成に丸、反対に丸、どちらでもないをつけ加えてもいいと思います。それこそ陳情にあったような全国的な議論が始まるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。全国知事会などでこれを提起してみる検討の価値はあるのではないですか。先ほど約8割の国民が、日米安全保障条約が役立っていると言うのであれば、賛成が多数になる都道府県がどこかにあらわれるのではないかと私は期待しているのですが、いかがでしょうか。

○池田竹州知事公室長 県民投票の結果につきましては、それを受けてどういった形で全国的な議論の喚起につなげていくかは今、私どもは内部で検討しているところです。例えば全国キャラバンや、最初に地位協定の改定案を稲嶺元知事の際にまとめたときには、基地のある都道府県に出向いて改定への賛同を求めるような働きかけも行ったところです。地位協定につきましては、全国知事会で昨年、全会一致で提言がまとめられたところでもありますので、今回の県民投票の結果を受けて、どういった形でより広く周知していくかについては、

もう少し検討させていただきたいと思います。

○宮城一郎委員 御答弁だと、私の「提起してはどうですか」という提案に対しては否定的に受けとめていいですか。何か悲観的なイメージでも持っていらっしゃるのですか。

○池田竹州知事公室長 全国知事会で地位協定の提言をまとめるに際しても、沖縄県からまずは研究会を立ち上げまして、6回にわたる研究会での議論を踏まえて、全会一致の議論に持っていくような作業もございます。それらが今回の県民投票になじむかどうかは、きちっと検討させてもらいたいと思います。

○宮城一郎委員 全国的な議論はいろいろとあると思いますが、全国的議論はしようとは言うけれども、その方法についてはまだ何も出てきていないところがありますので、一つのサンプルとしてぜひ検討させていただきたいと思います。別の陳情に移ります。

5 ページの陳情平成28年第39号辺野古新基地建設を直ちに中止し、普天間基地の即時閉鎖を求める陳情の処理方針は、一日も早い移設返還の実現が必要でありますと処理を記載されていると思います。残念ながら、先日、2月が終わりまして、私たち宜野湾市民が強く願っている5年以内の運用停止は実現しませんでした。日本政府の5年以内の運用停止のためのアクションについては多いに不満があると同時に、それ以外に、2年前の私たち県議会でも議題になった普天間基地の返還8条件も大きく影響しているのではないかと考えています。先日、安倍総理大臣から、辺野古新基地が完成して使用が可能となれば、間違いなく普天間基地は返還されると断言されました。4日ほどたって、岩屋防衛大臣もそれを補足するように、緊急時における民間施設の使用について、武力攻撃事態を想定した特定公共施設利用法を例示しました。この特定公共施設利用法と、それから岩屋防衛大臣のおっしゃっていた武力攻撃事態の定義として、県はどのようにつかんでいるのか教えてください。

○金城典和参事兼基地対策課長 まず資料を持っていないので明確なお答えができないのですが、国会等で申し上げている答弁について、私たちもどういった意味で使われているのか、どういった関連性があるのかについて実際に調査している最中で、それがまとまっていないのが現状です。ですから、岩屋防衛大臣の発言や安倍総理の発言がどういった意味で、どういったことを意味しているか。先ほど言われている普天間基地返還の条件の一つの空港の使用とどう

いう関連性があるかを現在調査中です。それがある程度でき上がった時点で、県としての考え、または法体系の整理が発言できるかと思っておりますので、私たちの調査、検討の時間がもうしばらく必要だと理解しております。

○宮城一郎委員 詳しく調査して、それをぜひ把握してほしいと思います。我が国が攻撃されたときが本当にそうなのか。周辺事態法や日米安全保障条約関連法制を見ると、要は同盟国の軍事作戦等についても我が国の自衛隊がそれにかかわっていくような状況が進んでいっているのも考えられます。同盟国のアメリカの戦闘に、私たちのかかわり方はとても重要になってくると思います。そのために我が国の民間施設が使われることは、非常にリスクを持ったジャッジが求められると思いますので、この辺はざっくりで済ませてはいけないので、ぜひ情報収集に努めていただきたいと思います。

特定公共施設利用法は、いつごろ成立した法案かわかりますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律がございます。平成16年6月18日に施行されていると理解しております。

○宮城一郎委員 普天間基地返還8条件が定められている沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画は、いつごろ公表されたものですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画自体は、平成25年4月に発表されております。

○宮城一郎委員 平成16年にはでき上がっている法律、特定公共施設利用法で対応できるのであれば、なぜ平成25年の普天間基地返還の条件の一つに入れるのか、私は首をかしげます。その平成16年の法律があれば、あえて返還条件に含める必要はないのではないかと思います、いかがお考えでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 あくまで私の現時点の整理ではあるのですが、委員がおっしゃるように、既に法律ができていて、何かあれば民間の空港なり港湾が使える状況は、法律上は既にでき上がっていると。そういう中でわざわざ統合計画において返還条件の一つとなぜ出てきたか、同じように私たちも疑問の範囲です。ですから、これがどういった背景があつて、法律とどう絡んでいるかがはっきりわからないと。法律でできることをわざわざなぜ統合計

画の条件としたかの背景がわからない現状がありまして、私たちはいろいろ調べている最中ではあるのですが、現時点で結論がまだ出ていない状況にあります。

○宮城一郎委員 県でそのように感じておられているのであれば幸いです。私自身も非常に不思議に思っています。平成16年にできた法律でカバーできるのであれば、平成25年の返還条件に盛り込む必要は全くないわけでありまして、場合によっては、特定公共施設利用法は返還8条件の民間施設の利用とは何か別の意味を持っているのかもしれないと懸念するところがございます。1つ、2つ深掘りした情報の収集をいただきまして、県議会及び県民にぜひお知らせいただきたいと思えます。

以上、終わります。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後1時21分再開

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

末松文信委員。

○末松文信委員 午前中にもいろいろありましたけれども、県がけさの処理の変更ということで、これまで行ってきた国土交通省の執行停止の判断について、これを不服として国の関与の取消訴訟を福岡高裁那覇支部に行うということが言われているのですが、これは間違いありませんか。

○池田竹州知事公室長 本日午後、今、時間調整中ですがけれども、提訴することで準備を進めているところがございます。

○末松文信委員 であるとすれば、これまで知事が司法の場ではなく対話の中で解決していくのだと、こういう強い意思を表明されていましたがけれども、公約とも言えるこの言葉は非常に重たいと思うのですが、このことについてはどう整理されるのですか。

○池田竹州知事公室長 午前中もお答えしましたけれども、19日の安倍総理との面談におきまして、静ひつな環境の中での対話、県のほうは訴訟、岩礁破碎の取り下げを指示したと。そして国のほうに対しては工事の中止、そして3月25日からの新たな工区への土砂の投入の中止を求めて、それとあわせて対話を呼びかけたところでございます。それにつきまして、20日に官房副長官のほうから工事は予定どおり中止せずに進めますという連絡が来たところでございます。そのような状況を踏まえますと、手続的に行うべきことはやはり行わざるを得ないと考えております。

○末松文信委員 そうすると、これからはもう司法の場で国と争っていくと、こういう考えでよろしいですか。

○池田竹州知事公室長 知事は対話をこれでやめるというようなことは考えておりませんので、国のほうから対話については、また引き続き行っていくというような話もございます。対話は当然対話として進める一方で、法的に期限のある控訴期限でありますとか、そういったものがありますので、本日までに係争委の決定に関する不服がある場合には提訴しないと提訴の機会がなくなるというのもございます。そういったところで今回、きょうで訴えの提起をさせていただくということにしたところでございます。

○末松文信委員 あれだけ司法の場は避けてという話があったので非常に期待もしていたのですけれども、しかしきょうのその話を伺うと、大変残念だけれども、もし選択肢としてあるのであればこの訴訟も提起しないという選択肢はなかったのですか。

○池田竹州知事公室長 政府との対話、静ひつな環境の中での対話を知事は呼びかけたということでございます。今回の提起につきましても、国の対応によってはその見合わせも検討するというようなことも総理にはお話ししたと聞いております。

○末松文信委員 それで他方、岩礁破碎に関する提訴ですけれども、これについては取り下げるという選択肢をとられたようですけれども、このことについてはこれとの整合性はどうとりますか。

○池田竹州知事公室長 今現在、きょうの提訴を除けば19日時点でいわゆる訴訟、裁判で争われているのはこの岩礁破碎だけだった状況でございます、知事は県としても対話に臨む姿勢を示すために、岩礁破碎については上告を取り下げると説明されたものと考えております。

○末松文信委員 県はそのように説明してはいますが、私どもからするとそれも勝ち目がないから、裁判を続けられないと。こういうことでおろしたとしか考えられないのですけれども、いかがですか。

○池田竹州知事公室長 繰り返しになりますけれども19日、総理と面談はセットしていただいた。その上で、対話を呼びかける上で県としてもその時点で唯一係争中の裁判については上告を取り下げて、国のほうにいわゆる工事をとめて静ひつな環境の中での対話を呼びかけたと考えております。

○末松文信委員 何か見かけ倒しのような感じがするけれども、実際は違うのではないですか。それでお尋ねしますけれども、さきの埋立承認の取消訴訟についても最終的には、県がとった措置については違法だと最高裁の判決が出ているわけですよね。これと同じようなことを今繰り返そうとしているわけですよ。であれば、さきの最高裁の判決を不服として再審を要求するべきではないですか。同じことですよ。どうですか。

○池田竹州知事公室長 8月31日に行いました埋立承認の取り消し、撤回につきましては埋立承認後に生じた事由に基づいて行ったものでございます。例えば軟弱地盤、活断層の存在など、それは埋立承認の時点には判明していなかった事由などがございます。ですから、前回の最高裁のものとは異なる事由に基づきまして撤回を行ったという形になるかと思っております。

○末松文信委員 ここで土木建築部に聞きますけれども、埋立承認をした立場として現場にどういう状況が発生しようとも、これをどう解決して乗り越えて埋め立てを完成させるかということが、あなた方の責務ではないですか。

○松島良成土木整備統括監 承認後の事由に基づいて、設計の概要を変更とかそういったものが起こるのであれば、それは法令にのっとって審査をするという立場にあります。

○末松文信委員 だとすれば、軟弱地盤が発生しようとならぬと今、調査の結果で国は、これはちゃんと地盤改良を含めて実現できるということを行っているわけですよ。それを無視して裁判を起こす。これは新たな事案が発生したとしても、通常はこの事案をみんなで協議して解決していくのです。何でいきなり裁判するのですか。いきなり撤回しなければならない理由はどこにあるのですか。

○池田竹州知事公室長 あくまでも承認後に判明した事由によって、埋立承認の際の設計では公水法上の1号要件、2号要件が担保できないと判断して撤回というか、取り消しを行ったものでございます。

○末松文信委員 繰り返しになるようだけれども、今さっき土木建築部は、新たな事案が発生したときに設計変更をするなり何かするなり、物事を完成させていくための行政指導だと思うのですよ。

今、皆さんがやっているのは新しい事案が出るたびに、今度の訴訟で負けたとすると、また次の新しい事案を見つけて訴訟する。これはいつまでやるのですか。

○池田竹州知事公室長 私ども、埋立承認願書に付した留意事項に基づきまして、速やかに全体の実施設計などに基づく協議を行うように繰り返し求めてきたところでございます。基本、その実施設計の全体のもので行われて初めて、その全体の工事の施工のものというのが本来わかるかと思いますが、今現在それも行われていない状況です。そういった実施設計も示さない状況を踏まえますと、今回8月31日での取り消しというか、撤回という形につながったと考えております。

○末松文信委員 私が申し上げているのは、今、国はあれだけの軟弱地盤が発生した、ボーリング調査にも時間がかかった、実施設計をするにしても時間がかかる、皆さんに報告するための資料づくりでも時間がかかる。こういうことをおっしゃっているわけですよ。違いますか。

○池田竹州知事公室長 私ども、そういった部分がございますので、直ちに工事をとめて協議に応じるよう繰り返し求めてきたところでございます。要するに、普天間飛行場の代替施設としての埋め立ては、辺野古だけが完成すれば機能が生まれるものではございません。大浦湾もきちっとそろって初めて代替施

設としての機能が確保できると。それであれば、今、委員がおっしゃった軟弱地盤がきちんとわかるまで工事をとめていただくよう繰り返し求めてきたところですが、残念ながら工事を続行したままという形になっているのが実態でございます。

○末松文信委員　そういう議論は余りやってもしょうがないのだけれども。

ところで、けさのうちの山川委員からの質疑の中で、皆さんが示したこの埋立事業の予算2兆5000億円、工期が13年。これについて何か技術的根拠があるわけではなく、今ある資料をデータにして、それから10倍してというような説明があったのですけれども、こんな重大な数値をそんな技術的知見もない中で公表していいものですか。

○池田竹州知事公室長　繰り返しになるかもしれませんが、私ども、その全体の実施設計そして工費、事業費含めて速やかに提供していただきたいというのは繰り返し政府に求めてきたところでございます。しかしながら、それが一向に示されない中、副知事と官房副長官の集中協議に臨むに当たり、既存のデータに基づきまして、目安として持つために試算を行ったものでございます。

○末松文信委員　その目安として試算しなければならない理由は何だったのですか。

○池田竹州知事公室長　軟弱地盤の存在もその時点で当然わかっておりました。護岸のいわゆる施工についても、当初の承認に付された計画よりはかなりおくられていると。では、どのくらい経費がかかるかということへの問い合わせに、政府からは一切資料での回答がないということでした。実際、事業費がふえていくというのは基本的に政府も否定はしていないわけですが、その目安を持つためにできる範囲の中で試算を行ったものでございます。

○末松文信委員　私が聞いているのはその目安を、あえてその時期になぜ持つ必要があったのかと。

○池田竹州知事公室長　これも繰り返しになりますけれども、副知事と官房副長官の集中協議での話し合いの中で、県としては既存の資料をもとに試算すると事業費はこの程度かかるものと見込んでいるというものを、一応政府にお示しをして、場合によってはそこで政府から正確な総事業費であるとか工費が示

されれば、当然そこで話し合いはまた次のステップに行ったとは考えておりません。

○末松文信委員 いや、知事公室長の話に矛盾があるのは、現場は調査して実績もできていない中で予算が出るわけではないのではないですか。それを示しなさいと言っても無理があるわけです。それを、無理を通してみずからあえて試算してその数字を公表したと。この意味はどこにあるのかと聞いているのですよ。

○池田竹州知事公室長 まさにおっしゃるとおりでございます。ただ、本来そういう公共事業であれば当然その全体が出るまで工事というのは着手しないというのが普通です。ですが、工事を中止することなく辺野古側については進めていく。全体の事業費は示されない。求めても一向に示していただけない。そのような中では、県として試算をして話し合いの一つの、事業費についての今はこういうふうを考えているのだという目安としてお示しをしたところでございます。

○末松文信委員 そこで土木建築部に聞きますが、そういった長期的な大事業について、一部にこういう設計変更の必要性が発生したときに工事全体をとめるのですか。

○松島良成土木整備統括監 工事を所管する立場では、本来、実施設計、事前の協議を終えて着手するようには求めているところです。ですので、本来、行政指導、これまで実施設計を終えて、事前協議を終えてから着手するよう求めてきている状況でございます。

○末松文信委員 現場をよくわかっている方がそんなふうに言ったら大変なことになりますよ。例えば、羽田飛行場の中であれだけ進んでいて、今、文化財がそこにあるからといって全体工事をとめるのですか。

○松島良成土木整備統括監 私は一応、公水法の観点で今発言をしておりますが、留意事項の中で事前協議を全て終えて工事に着手することというのは付しているということを申し上げております。

○末松文信委員 そうおっしゃるけれども、この事業を着工する前にはその設

計もできていて事前協議もみんな済んだ上で仕事は始まっているのではないですか。

○松島良成土木整備統括監 今、委員がおっしゃった内容についてですけれども、一応、私は那覇空港も同時に行っていて、那覇空港の増設についても留意事項において実施設計と事前協議を全て終えて、それから工事を着手することということで付して、那覇空港のほうはそのように処理しておりますので、辺野古、代替施設についても同様に考えております。

○末松文信委員 ですから、工事を進めるに当たってはそれなりの事前協議も済んだ上で進めていると私は理解していますが、その途中でこういった問題が発生したときには、それは設計変更するなりの事前協議が必要と思うのです。今は軟弱地盤をどうするかということについての、事前協議する前の調査をやっているわけですよね。そうではないのですか。

○松島良成土木整備統括監 繰り返しになるようではありますが、私は一応、実施設計を行う際に事前協議を行って工事に着手するように求めているということです。ですので、実施設計を終えて、また新たな事由が発生して設計の概要等の変更がある場合には、まずその新たな事由に対する協議が発生すると考えています。

○末松文信委員 いずれにしても、現場の調査をしている状況の中で、いろいろ回答がないからといって訴訟までこぎつけるというその事態は、私はゆゆしき事態だと思っています。そういうことは一般のその工事にはあってはならない話だし、また、ないと思います。今、県がそういった対応をしていることについては大変問題だということを指摘しておきたいと思います。

それと、そもそも知事公室の中に、統括監のもと今の辺野古新基地建設問題対策課を設置したのはどういう理由があるのですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 辺野古新基地建設問題対策課は平成27年6月に設置されておりますけれども、我々の課は翁長前知事の辺野古に新基地をつくらせないという公約と、それから、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去、これに適切に対応していくということのために新たに設置されたという形になっております。

○末松文信委員 設置した理由についてはわかりましたけれども、先ほどの関係部局との調整もないままに辺野古新基地建設問題対策課でこれだけ重要な予算であったり、工期だったり勝手に公表をすると。こういう事態があるということ自体、私は大変問題だと思っていまして、なぜそういうことが皆さんの中でできる、何かシステムがあるのですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 我々の課は、辺野古問題に関する総合企画・調整が所掌事務という形になっております。今回のこの2兆5500億円という費用に関しましては、先ほど来説明しているとおり、昨年11月の謝花副知事と杉田官房副長官との集中協議に当たって大まかなめどを持つということで、我々で大まかな事業費の推定をしたというところでございます。

○末松文信委員 それは伺いましたのでわかったのですけれども、関係部局と調整しないまま単独でそれだけの重要案件ができる課というのは、僕は不思議でならないのだけれども、行政上、何かのシステムがあるのではないですか、単独でできるというのは。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 システムというのがちょっと何を意味しているのかがわからないのですが、我々は、今申したように総合調整のところを所管しておりますので、総事業費の推定に当たっては、これまで明らかになっている既存の資料等を用いて大まかに算出したというところでございます。

○末松文信委員 いや、ですから私が言っているのは、そういうことをやっても許される今の県政のあり方です。そこは担当部からすると勝手にやっているねと、こういうふうにはしか私は、一般論で言えばそうだと思います。そこで伺いますけれども、6月1日に辺野古新基地建設問題対策課が設置されて、それと同時に後かわかりませんが、何か依命通達が出されているということがありますけれども、その通達について御提示いただきたいと思います。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今、依命通達が手元にないので正確なお話はできないのですが、我々の辺野古新基地建設問題対策課が設置された際、総務部のほうから依命通達が出されまして、辺野古問題に関するいろいろな決裁は基本的に知事決裁とすること、それから何か物事があるときの方針については当課のほうから対応方針を示すというようなことの内容とする依

命通達が出されているところでございます。

○末松文信委員 今、手元になければいいとして、それは後で出してください。そういう依命通達がある中で、やはり県政が今、この基地問題については全て原課を通じて知事公室のところに集まるよう副知事が対応をしていると。こういうことが言われておりまして、それはまた逆の話もあって、上からの指示で全部動いていると。ですから、これは事業執行をするに当たって土木建築部の体をなしていないです。環境部にしても環境のことについてしっかりやっているとは思いますが、これも知事公室、副知事からの依命で全部なされていると。こんな状況では働く職員は大変だなと私は思っていますけれども、このことについて知事公室長の見解を伺います。

○池田竹州知事公室長 辺野古新基地建設問題につきましては、翁長知事、そして玉城知事ともに埋め立てについては反対という形で公約に掲げているところでございます。辺野古新基地建設問題対策課がつくられた経緯、そして、総合調整という権限につきましては、先ほど課長が答えたとおりでございます。実際、業務を推進するに当たりましては、必要に応じて関係部局、三役を交えて連携を図りながら進めていると考えております。

○末松文信委員 そのことについてはちょっと真摯に受けとめてもらいたいと思います。現実的に、県庁は今どうなっているのとよく聞かれます。そういったことでは、知事公室長としても、そこは県民の意見として真摯に受けとめていただきたいと思っております。

それと最後に、今データがない云々がありますけれども、平成31年の1月に作成された地盤に係る設計・施工の検討結果という分厚い資料・データが国のほうではあるようではありますが、これは手に入っていないですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 恐らくこの資料かと思っておりますけれども、審査請求に関する証拠書類としまして、沖縄防衛局が出してきている地盤に係る設計・施工の検討結果という形で、平成31年1月の報告書というのが証拠書類という形で、174ページぐらいの資料が出されてはおります。恐らくその資料のことだろうと思えます。

○末松文信委員 その資料・データは今の軟弱地盤についてのデータも全部入っていますけれども、これを見てもなおかつ皆さんは国からは何のデータも示

されていないと、こういう考え方ですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 我々が承認取り消しを撤回した、取り消したのは昨年8月31日でございますけれども、この報告書が出されたのは平成31年1月という形で、この中身を知る前に、その時点ではこういった細かいデータは、昨年時点では出されていないというところでございます。

○末松文信委員 これまでの答弁の中で皆さんが疑念に持たれていたことは全てここで網羅されている。そのことについては理解されるのですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 この証拠13の中身におきましては、地盤改良工事、既存の地盤改良のサンドコンパクションパイル工法でありますとかサンドドレーン工法、こういったもので対応可能というようなことは書いておりますけれども、いろいろ施工期間とかも示されてはおります。ただ、具体的に工区当たり何本打つというような形もありますけれども、中身についてはまだいろいろ疑義がある。それから、地盤改良に係る環境保全対策についても、まだこの中ではよくわからない部分があるというのが今の時点の私の感想でございます。

○末松文信委員 今データが出て分析してどうするという事について、これからいろいろ協議されると思うのですが、こういったこともない、データが出てくるのが遅い、今出てきた段階で訴訟は待つべきではないですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今回の国の関与取消訴訟は、昨年10月の執行停止決定に対するものです。これに対して係争処理委員会の判断が出たところですが、その係争処理委員会の判断に対して不服があるということで、我々としては国の関与取消訴訟を今回提起するという事にしていくところでございます。

○末松文信委員 そういう言い方をされるとぐあい悪いのだけれども。係争処理委員会の決定事項について、あるいはその国土交通省の決定事項について不服があるということについては、それは県の考え方ですからいいとしても、普天間飛行場の代替施設を建設するという大枠の中での埋立承認をしてきた経緯があります。その埋立承認に基づいて工事が進められている。進められる中で

いろいろ課題はある。その課題は、例えば今の軟弱地盤であったら、あれだけのボーリング調査をやる。そして、これからどういう対応、仕事の順序、手順を踏んでいったらこれだけの工期がかかる。そういったことも十分まだ積み上げられていない、この状況であります。それは、この状況があるから提訴するのだと、こんな話では何かちぐはぐです。ですから、もう少し整理して、この問題にどう向き合うか、そもそもの普天間飛行場の代替施設建設という、その大義がある中でどうするのかと。以前に最高裁の判決が出て、これはよしとされたにもかかわらず、また新しい撤回というテーマを出して同じく訴訟する。これが終わると、それも同じ轍を踏むわけだから勝てる見込みはないわけです。それからまた敗訴して、次のまた新たなジュゴンが出たとか何とかまたやる。こういうことをいつまでやっているのかと。だから私は、そろそろこの問題に決着をつけて一我々や辺野古の皆さんも大変です。決着をつけて早目に次の展開をやってほしい。これが我々地域の思いです。知事公室長、これについてもう一遍答弁してください。

○池田竹州知事公室長 普天間飛行場の代替施設としての辺野古の埋め立てにつきましては、翁長知事、玉城知事とも選挙で県外・国外一辺野古に基地はつくらせないということで選挙に当選されたところでございます。一方で、その結果に対しましては、政府の高官から、選挙結果はさまざまな要因が絡んでいるという御発言もございました。今回、2月24日に県民投票という形で辺野古の埋め立てについて初めて県民の純粋な形での意思が示され、その結果が投票者の7割以上の方が埋め立てについては反対であるという結果が示されたことは物すごく重いものと考えております。そのようなことも踏まえて、知事は安倍総理に対して、対話でもう一度きちんと話し合っ解決策を見つけていこうと。辺野古でなければならないというのは、さまざまな有識者、あるいは元防衛大臣も含めまして、必ずしも辺野古でなくてもいいのではないかというような御意見というのは幾つか出ているところでございます。特に危険性除去については13年というもの、ありますけれどもそのうちの8年間は埋立願書に書いている期間をそのまま使っているものでございます。5年間というのは岩国の地盤改良の期間を参考に加えたものでございまして、相当な期間がかかるというのは政府も国会の答弁で具体的な期間は言っていないけれども、地盤改良で延びるということは政府も認めていると。ですから、とにかく危険性の除去をどうするかという、普天間飛行場の原点はそこにあると思いますので、県としてはその対策についてまずきちんと、宜野湾市も交えて速やかに政府と話し合っていきたいと考えております。

○末松文信委員 政府と話し合いを進めるというのだけれども、裁判をしていては話し合いにならないのではないですか。どうですか。

○池田竹州知事公室長 私どもは工事をとめて話し合っていたきたいという事は繰り返し求めて、要望してきたところでございます。ただ残念ながら、工事は中断しないという政府からの回答もございますので、そこは話し合いを求める一方で、県としてやはり係争委の決定などで承服できない部分については、きちんと明らかにしていく必要があると考えております。

○末松文信委員 私がさっき申し上げたのは、土木建築部の皆さんはよくわかると思いますが、都市計画決定などは、一旦決定したものを途中で覆すというのは大変なことです。この代替施設についても、一旦は名護市長もあれだけの思いをして容認した経緯があって、この23年間、地元辺野古を含めていろいろな人たちがさまざまな議論をして今日に至っている。それを途中で、しかもそれを推進した知事が突然反対だと言い出して問題がおかしくなっているのですよ。その間、辺野古や名護市民はどんな思いをしてきているのか、あるいは普天間を抱える宜野湾市民はどうなのかと、ここを思うときに知事公室長はどういう思いですかと私はさっき尋ねたのですが、それについて教えてください。

○池田竹州知事公室長 普天間飛行場の危険性の除去、それが放置されることは当然あってはならないというふうに考えております。名護市に決まった経緯も、稲嶺知事のと時から、L字案になりV字案になりという、いろいろな紆余曲折を経て今の形になったというような形で、それぞれの段階でさまざまな方々が御苦労されたというのは委員がおっしゃるとおりだと思います。一方で、やはり普天間の代替施設を県内一辺野古につくることに関しては、県民が今回の県民投票で7割以上の方が反対という意思を示された。このことは政府としてきちんと受けとめていただく必要があると考えております。

○末松文信委員 7割というから私も一言申し上げたいのですが、先ほど、けさの議論の中にもありましたけれども、県民投票、全有権者といいますか、資格者の37%が反対というのは、37%ですから投票率は52%で47%の人は棄権しているわけですね。その人たちはどういう考えだと思いですか。

○池田竹州知事公室長 投票に行かなかった方々につきましては、さまざまな

事情、あるいは思いがあると考えております。それについては一概にお答えすることは差し控えたいと思います。

○末松文信委員 私が言っているのは、その人たちの思いはさることながら、その比率はどう分析するのですかと聞いているのですよ。

○池田竹州知事公室長 今回の県民投票で52.48%の方が投票されております。県民投票につきましてはそれだけの方が、人数でいきますと60万人を超える方々が投票所に足を運んで投票していただいたというのは非常に大きなことだと考えております。

○末松文信委員 繰り返すようではすけれども、とにかく普天間飛行場の移設問題については一日も早く解決していただいて、地域の皆さんの平常な生活を取り戻してください。よろしくお願いします。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はございますか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 5ページの陳情平成28年第39号と77ページ陳情平成30年第70号の本部港の石材搬入、県民投票に関する陳情等も含めて、全般的に今の辺野古問題についてお伺いしたいわけではすけれども、県は翁長知事のころから辺野古反対、つくらさないということで県民にも約束をして、そうは言いながら、実際は埋め立ても承認をして工事が進められている。県は反対しながら実際は工事が進んでいるという、私はそういう認識でいるわけです。その中で今、さまざま裁判も含めてやっておりますけれども、これはある種、感情的な部分も含めて県民感情はさまざまな思いがあって、民意も示されておりますけれども、行政手続上はどんどん進んでいますね。これは県がさせているのですよね。どう説明しますか。非常に不可解です。この陳情の方々はやはり、つくらさない、何とかしてほしいという思い。そういうふうな思いがありますけれども、県はその逆にどんどん進めさせていますね。これは行政手続ですよ。民意とは違いますよね。現実は何でつくらせているのですか。

○池田竹州知事公室長 埋め立てを3年前に取り消した後、国は工事をされております。その後、留意事項に基づきまして、実施設計に基づく事前協議を行うまでは工事を行わないよう県としては再三、文書で求めてきているところで

ございます。残念ながら、国はそれに従っていただけないというような状況が
ございます。

○照屋守之委員 国はそういう状況であると言いながら埋立承認をしたのは沖
縄県ですよ。どうぞやってくださいと。工事を再開するのに、県が行政手続で
やっているのですよね。これは大きな力ですよ。今この埋立承認というのは、
国の権限というより県の権限が非常に大きいわけですね。大きな権限を使って
皆様方は工事をさせているのです。県内の資材も、そういう港を使って搬入を
させています。中城湾港も給油の関係で港を使用させているわけです。奥の港
もそうでした。本部港もそうですね。口で言っていることとやっていることが
違いますよね。自分たちがやっているものは明らかにしないで、県民投票とか
選挙とかという民意、それだけに逆に頼って、それを全て国の責任にしてやっ
ているわけでしょう。これは非常におかしいというか、行政はそれを通り越し
ていますよ。平成28年の12月20日の最高裁の判決。その前の高裁の判決もあり
ますけれども、その判決内容を見たら裁判所は客観的に、新施設等の面積が普
天間飛行場より縮小される、危険性の除去になる、これはそこにつくる、これ
は合法的だということを認めて、県の埋立承認取り消しは違法だということで、
それをもとに翁長知事が埋立承認取り消しを取り消して、工事を承認して工事
をするわけでしょう。そのときに、その前の不作為の裁判から引き継いだ和解
条項も一緒になって、県も国も協力するという形でこの辺野古問題というのは
決着をつけたのではないですか。あの和解条項に基づいて行政手続をやってい
ますでしょう。そこも含めて今、撤回という新たな問題が起こっていますけれ
ども、これはどうですか、行政手続上、民意とは別の問題が発生して、実態は、
皆さん方がやっていることはおかしくないですか。皆さん方は裁判でそういう
判決がおりて、判決に従って、みずから県知事が埋め立てを承認して、そこは
和解に基づいてこれから一緒に協力していきますということを裁判所を通じて
約束しているわけです。今やっていることと大きな矛盾がないですか。

○池田竹州知事公室長 和解条項の取り扱いにつきましては、係争委の決定が
それと想定していない部分になったということで、和解条項に定められて訴訟
ではない形になりました。ですから、直接的に和解条項の適用というのではない
と考えていますが、一方で最高裁判所の判決、司法の最終判断に従うというこ
とで埋立承認の取り消しを取り消したところでございます。

○照屋守之委員 ですから、その和解については知事公室長はずっとそう言っ

ていますよね。この裁判では適用しない。この高裁の判決には明確に判決文の中に明記されていますよ。不作為の違憲訴訟から今回の裁判については、全部これはつながっていると。それを翁長知事が裁判所で認めたと。和解は有効になっているということを判決で明確に高裁は言っています。ですから、この裁判は全てそれに基づいてきています。今回のこの辺野古の件については、埋立承認をどうするのが一番の問題ですよ。一番の問題にあるものについて最高裁まで行って、その前に和解の条項も含めて全てやりますよ、これは裁判に引き継がれていますよということをやっておりますから、皆様方が今この執行停止の裁判を起こすということになっておりますけれども、全てこういうものが基本になる。裁判所、高裁でこうなったでしょう、最高裁でこうなったでしょうというのに基づいて、何でこうしませんかということになるから、幾らここでやりとりしたって皆様方は解決を司法の判断に委ねるということですから、司法の判断というのはもう決着がついて和解でもこうなっているでしょうと。どうしたのですか沖縄県は、ということになりませんか。こういうことを皆様方の弁護士もわかっているのでしょうか。わかりながら、あえてこういう新たな訴訟を起こすことが理解できません。これまでの裁判の結果とこれは別ですか。

○池田竹州知事公室長 8月31日の埋立承認取り消しについては、埋立承認後に生じた事由に基づき行ったものでございます。3年前の最高裁の判決は、仲井眞知事のと時の埋立承認そのものの可否について判断が行われたものと考えております。

○照屋守之委員 ですから、軟弱地盤がわかりましたということも含めて、通常の行政手続からすると、工事を進めました、問題があります、そこは設計変更なりでやりますという形で国も示しておりますね。3年何カ月かかりますとやっていますね。軟弱地盤の問題はそうやって解決していきますよ。これは設計変更です。当初の仲井眞知事がやった埋立承認、これが合法である。普天間飛行場をあそこから向こうに行かすのも、これも合法である。危険性の除去。工法も大丈夫です、この判決は最高裁の判断ですよ。それに加えて皆様方は、今後、お互いが協力してこの問題に対して取り組んでいきますという和解までした。ということは、そういう軟弱地盤とか設計変更のものがあれば、当然それは一緒に協力して設計変更なりを立ち合いながら、やりながら工事を進めていくというのが県の立場です、裁判の流れからするとですね。軟弱地盤を理由にして撤回をするというのは、これはあり得ないのではないですか。ましてや、先ほどからありますように2兆5500億円という、丁寧にそういう工事費まで示

してですね、これは皆さん方は、土木建築部もそういうのをあずかり知らぬ、環境部もわからない、知事公室でやったということですが、これは世の中に公になりましたよ。そうすると国民も含めて2兆5500億円という認識になりましたね。そうすると国はどうなりますか。これは国費で、国の国民全体の予算で仕事をするのですよね。これは単費の、県の仕事ではありませんから、国は、国民全体の国防に係る予算で沖縄の基地負担を軽減しようという名目でやっているわけです。そういうものに対して恐らく、さまざまな国民からいろいろな反応があるのでしょうか。ただ国は、いやこれはあずかり知りませんよ、県の試算ですよということになりますけれども、非常にここで不可解なことが起こっていきます。いわゆる不信感が増幅しますね、県と国が。裁判で負けて、これからの裁判でもずっと負け続けるであろうという、そういう立場の県が、最後はやはりこれは対話、協議でしか解決できませんよ。私は前から言っておりますけれども、そのときにやはりそこは国の立場、県の立場、相互に理解し合わないと話になりませんね。今みたいに形上、1カ月工事をとめて協議をしようとか、こういう表面的なことではだめなのですよ。ですから、そこはお互いがしっかりと信頼関係があって、大田知事が橋本総理とやったように1対1でこれは十何回も、本当に今の日本の安全保障の体制、今の沖縄県の県民の感情、沖縄県の置かれている立場というところも含めて真摯にお互いで話し合いをしていかないと、皆様方が話し合いをするというのは、皆様方の立場で要求ばかりではないですか。ですから、そういうことも含めて、今、改めてこれまでの第三者、裁判所のそういう判断と今やっていることの整合性、そのことも含めてもう一回検証していかないと、幾ら裁判だと言ってもそこは根本的な判決はおりておりますから、その上に幾ら乗せても厳しいことではないですか。これをどう解決していくのですか。それを示せますか。

○池田竹州知事公室長 照屋委員がおっしゃったように、きちんとした対話を行うというのは非常に重要だと思います。玉城知事は今月、安倍総理と2回お会いして意見交換も行っております。引き続き、総理からも対話には応じていきたいという話もあったと聞いております。そこら辺の対話をきちんとどういった部分でやっていくか、私ども県の立場だけを訴えているという御指摘もございましたけれども、やはり県民投票の持つ重みであるとか、そういったところはしっかりと主張する必要があると考えております。それを踏まえて、政府から説明がある部分についてもきちんと、私どももそれは聞いた上で対話により解決ができれば、それが当然一番望ましいと考えております。

○照屋守之委員 望ましいのではなくて、それしかないと思っていますけれどもね。そのときに条件、対案を県みずから示すべきだと思います。今のように全て国任せで、国の責任、対案も別の方法も全部国がやるということは到底あり得ないでしょう。この22年間、どうやってきましたか。国と県、市が協議をしてきたのでしょうか。今までの県知事も市長も一緒に協議して、皆様方だけです、全部国の責任にしているのは。埋立承認をした県の責任がありますから。皆様方も一緒になって、それがだめだったらこういう案でどうだ、こういう条件でどうだというのは、当然示すべきでしょう。そうしないと対話になりませんよ。普通に考えてそうですよ。22年間経過しているのですよ。稲嶺知事のころまでは県内で認めてきたのですよ。島袋吉和市長も認めてきました。その後でしょう。それは一緒に協議をして共同の責任でこの問題を解決していこうということがあから協議をしていったのですよ。あの当時からそういう姿勢だったら、最初から突っぱねていますよ。ですから、そういう対話をしていく条件をつけたりとか、対案を示したりとかという形で協議をするということが最後のことになりすけれども、この係争委員会の決定一却下を不服として裁判を起す、ここも非常に不可解ですけれどもね。前の不作為の違憲訴訟ですか、前のときは、係争委員会が意思決定できなくて結局、県は手を打たなくて、逆に国のほうが裁判を起したということでしたよね。何であのときは係争委員会の決定に不服でありながら何もしなくて、今回は係争委の決定に従わないで裁判を起すのですか。つじつまが合いませんね。本来、あのときにぱっと裁判を起こして今回も裁判だったら、これは納得しますよね。何であのときは裁判起こさないで、今、裁判を起こすのですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 前回、平成27年度の審査申し出の際については、係争処理委員会のほうからは固有の資格に関しまして、一見明白に不合理であるとまでは言えないという形で判断がなされました。県のほうはこれに対して不服があるということで、関与取消訴訟を提起しております。ただ、この関与取消訴訟は、和解に伴って取り下げているという状況がございます。ということで、前回も関与取消訴訟は行っているということでございます。

○照屋守之委員 この件も高裁の判決があるのですよ。本来は県が訴えてやるべきなのに県は訴えないで、高裁の判決には和解に基づいてと書いてありますよ。ですから、あのときもあのときでそういうきちんとした対応をすれば、今回もそうですけれども、今回、係争委員会から却下をされる理由も、皆様方の

ものは審査の申し出は不適法だと係争委員会が言っているのですよ。不適法だと言われているのに、これは私人になりすましてと皆様方が言っているものも、これも違うと。法的には国の立場が適法だと、国も一般私人と同じだと係争委員会がそう言っているのに、皆様方が言った言葉は全部覆されてしまっているのですよ。何なのですかという話ですよ、これ。皆様方は私人だから国とこれは違うとずっと言ってきたのでしょ。係争委の判断はそうではないのですよ。逆に皆様方のやっていることは不適法だと言っているのですよ。係争委員会に不適法だと言われて、何であえて裁判を起こすのですか。

○池田竹州知事公室長 今、照屋委員が言われました係争委の、要するに、公水法上、私人と国では許可と承認という大きな違いがございます。私どももそれは明確に違うと捉えているところですが、係争委のほうは効果上、私人も国も同一だと判断をされております。それは私どもの立場とは基本的に相入れないということで、関与取消訴訟を提起して判断を仰ぐということにしているものでございます。

○照屋守之委員 我々がさまざまな議論をして議会で問題提起したときに、皆様方の言い分と、第三者的にそういう係争委員会なり裁判なりとかという判決が出てきたときに、ことごとく覆されていますよ。ですから、皆様方はあくまで自分たちの考え、自分たちのものでやっているから、それは公の話ではないのですよ。皆様方は県の行政ですよ。個人的な立場ではないですよ。我々と皆様方、一般とそういうあれは違うと言ったらああそうかとなるのだけれども、こういう公の場所の委員会が私人と国とあれは、いやこれは、立場は違うのだけれども、内容は埋め立てのことだから一緒だと判断して、そういう形で却下されたものが、今度、裁判に訴える。皆様方は弁護士もつけていますよね。こういうふうなものの手順というのは、前の確認訴訟でした、あのときも不作為のときもこういう形で判断できないからと言って、皆さん方がほったらかして国が訴えて結局皆さん方は負ける。今回は、はっきり却下するものをあえてまた訴える。これはどういう意味があって、どういう効果を狙っているのですか。

○池田竹州知事公室長 3年前の係争委は2回申し立てを行っております。和解前と和解後でございます。和解後は、いわゆる地方自治法の手続、法律に基づく是正の勧告、是正の指示等、地方自治法の手続に従った形で、それは和解に書いてあるとおりでございますが、その前、最初に私どもが係争委のほうに申し立てをしたのは、今回と全く同じ状況の審査請求に対するものでございま

す。それにつきましては、和解の前に係争委の判断が出ましたので、同じように関与取消訴訟を提起させていただきました。ただその後、和解が成立したことによりまして、この関与取消訴訟については裁判所の判断が示されることがなかったというところでございます。

○照屋守之委員 係争委員会がこれだけ明確に、国がやっていることは合法だ、県の申し出を不適法という形でやっているものについてあえて裁判、訴訟に持ち込んで戦いを挑んでいくという、ここが非常に理解できない。勝ち目があればいいですね。前回もそうですけれども、係争委員会のをやらなくて高裁、最高裁に持ち込まれたときに、裁判所は判決の中で、あえて本来は県が訴訟を起こすべきだったということも含めて判決の中に明記されているのですよ。そういうものもありながら、今回またこういうことをする。これは執行停止ですけれども、撤回によって工事はどのくらいとまりましたか。何日間とまりましたか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 昨年8月31日に承認を取り消したところでございますが、10月17日に執行停止の申し立てが行われまして、10月31日にこの執行停止の決定がされております。翌1日から沖縄防衛局のほうで工事を再開しておりますので、約2カ月停止しているという形になります。

○照屋守之委員 これは埋立承認の撤回ですから、撤回というのは、これまで沖縄県が埋め立てを承認して、これまでやってきたものではなくて、これから生じていくものについて一先ほども知事公室長からありましたように、これからのことですね。60日とまりましたと。逆に仮に裁判で県が負ける、裁判ですから勝ち負けが決まりますけれども、万が一、県が負けたときにこの60日という部分、これも以前から話が出ておりましたように、この工事がとまった間、工事している方々も含めてさまざまな問題が出てきているので、この分を県に対して補償というか損害賠償というかそういうことが、1日3000万円とかとその当時言われておりましたけれども、やはりそういう形で国から補償問題ということも想定されますか。以前からそういう話がありましたよね。だから撤回は慎重にやったほうがいいということになっていたではないですか。60日分、これは補償しないといけないのですか。どうですか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今回の承認取消処分につきましては、法的な検討を丁寧に行った上で判断しておりまして、県としましては適

法な承認取消処分と考えておりますので、損害賠償の対象になるものではないと考えておるところでございます。

○照屋守之委員 県はそうでしょう。でも、工事をする側からすると、工事を
する側の責任ではなくて県の都合で、これから先こういう事情があります、撤回
しますねと。これまでは認めていますねということになっていけば、これは
今年度、平成29年度も工事が発注されて、平成30年度も発注されているわけ
ですから、せんだって説明で1400億円でしたか、900億円ぐらい支払いしたとか
説明しましたよね。それが1日3000万円という形になって60日となると、これ
18億円になりませんか。だって、工事している側はみずからの責任ではないから、
当然、国に対してどうこの分の責任はとるのかという形で、人件費はこう、
資材もこうで、いろいろな経費がかかりますよという形で要求されたら国は国
でそれに対応しないといけないのではないですか。2カ月間ですよ。その補償
は当然、撤回という形でやって、それが裁判所の判断で認められなければ、こ
の補償責任は県に行きませんか。どうですか。当然でしょう。行政はそのこと
は当然、想定しながらやっているのでしょうか。責任追及されたときにどうする
かということも、当然一緒に考えながらやっているわけでしょう。補償はどう
なりますか。

○池田竹州知事公室長 先ほど課長が答えたことの繰り返しになりますけれど
も、県としては適法な手続に従って埋立承認後に生じた事由に基づき取り消し、
撤回を行ったものでございます。そういった損害賠償が発生するものではない
と考えております。

○照屋守之委員 ですから今、私は個人的に聞いているわけではありません。
これは行政がやっていることですから。公の機関がやっていることですから、
国は国がやっている。皆さん方がやっている。それに不都合が出てくる。当然、
不都合が出てくるものについては責任をとらないといけないのですよ。それは
国がとるのか、県がとるのか、業者がとるのかという話になりますね。だから
それは、撤回というのは皆さん方の責任でやっているわけだから。国の責任で
はありませんからね。それは、国は受けて立って裁判で対応して負けていくと
当然、公のものとして責任が出てくるのではないですか。識名トンネルは5億
幾らでしたか。7000万円。裁判を起こされて、結局、住民訴訟が起こって、こ
れは県に対する責任追及と。結局後々、担当した職員に責任がいったのでしょ
う。7000万円を2人の職員が支払いしなさいという話でしょう。とんでもない

話ではないですか。沖縄県はこういうことがあそこで起こって。つい最近の話ですよね。これはまだ決着がついていませんよ、7000万円どうするのか。千四、五百億円の工事が、今までやって皆様方はその撤回をする。工事が60日とまる。責任が明確になる。そのときにこういうものというのが新たな課題として出てきませんか。そういう怖さはありませんか。そういうことも想定しながら、当然行政は進めるわけでしょう。どうですか。

○池田竹州知事公室長 繰り返しになりますけれども、私どもは埋立承認後に生じた事由に基づき取り消すべき事由があるということで、適法に取り消したものと考えております。

○照屋守之委員 私はこの辺野古問題は、賛成、反対ということも含めて、県民投票の結果もそうですけれども、本来、県民投票というのは何もないときに賛成か反対かという形で民意を問うということが一番理想ですけれども、残念ながら、今回は工事の途中で県民から請求があってそういう形でやりますと、工事は進んでおりますという形でやりますね。今の撤回もそうですけれども、普通の、ないときからのことではありませんから、これまでやってきた一先ほども言いましたように、沖縄県が埋立承認をして工事が進んでいる。今後、工事はできない。このとまった60日だけの話ではありませんよ。これからできない場合に、1400億円も投じて工事が進められた、既に900億円は支払った。平成30年も仕事がある、来年も仕事があるという中で、今のようなことをやっていると、どんどんどんどん工事は進んでいく。撤回のタイミングは失う。工事がとまらない、あるいは工事がとまってやったときに、これまでの工事費用。今でさえ1400億円。撤回してこれが、工事がもうとまるということになると、本会議で言っていたように、県はもとに戻すとか、そういう責任はありませんよと知事公室長は言っていますけれども、大変な問題が起こってきませんか。これまでやった分の補償はどうしますかという話ですよね。先ほども言いました、これは国費を投じてつくっているのですよね。そこの責任はやはり誰かがとらないといけませんよ。仮にこれから先に工事ができないにしてもね。そのときに県はどういう形で後始末というか、そこも含めてつくらさないと方向性を持っているのかですね。これどうですか、これまでやった分の補償については。

○池田竹州知事公室長 私どもは、翁長県政から辺野古の埋め立てについて反対ということで、照屋委員がおっしゃるように工事は進めていますけれども、

埋立承認、いわゆる最高裁の判決を受けまして、取り消しを取り消した後も事前協議が調うまでは工事をとめるように再三再四要求してきたところでございます。それにもかかわらず工事、上積みとか進捗させてきたのは基本的に政府の責任において判断されるべきものと考えております。

○照屋守之委員 そうはならないですよ。そうはなりません。国は普天間飛行場の危険性も含めて、一日も早い返還を通して、普天間飛行場返還をして、辺野古につくって一代替施設をつくってやろうという、もうその一点です。だから、これはもう国費を投じて、これ国の問題だから、安全保障の問題だからという形で投下してやっています。国はもうそういう方向ですよ。県はだめだ、つくるなという話ですから。今までやってきた、認めてきた分については当然、応分の補償とか責任を負わないといけませんよね。だって、国はつくると言っていますから。ですから、話し合いのことですけれども対話ですね。先ほど言いましたように条件、対案一馬毛島、あれは160億円で国が買っているのだそうです。ですから、この普天間飛行場の危険性の除去とか、あるいはまた、嘉手納飛行場の訓練のそういう軽減にもなるのではないですかね。そういうものも含めて考えてくれないかということ、日米の共同管理にしないかとか、さまざまなことがあると思うのですよ。そのときに今みたいな話ですよ。今、撤回することによって60日とまりました。これは、もちろん我々がとめたのだけれども、皆さん方こういうものについては請求しないで。これは皆さん方が主になって、お互いがこういう立場になってこうなんだからと。やはりまた今後、もし仮にとまるにしても、そういうものについては県民に負担させないでということをやはり本音でやっていかないとですね、この辺野古問題は22年前の話ではありませんから。今、着々と進んでこれだけ土砂の投入もされて、4月からは本部港も使うというのでしょう。資材搬入のために。そういうふうな中で、反対してつくらせないということですから、国が投下したお金がどのぐらいで、これもどうやって我々が手当てをするのかとか、その部分も含めてやっていかないと国は責任を負いませんよ。これは国が皆様方に請求する、しないは別にして、住民の請求で全国から裁判が起こってきますよ。だって、これだけ国のお金を投下しているわけですから。国民の財産ですよ。ですから、私はこの辺野古の問題はただ反対、賛成、つくる、つくらせないという問題も含めて、県は非常に大きな責任を負っていると思いますよ。これは大変な責任だと思えます。方向性を誤ると、県もそうですし、県民に負担が来ると思っていますから、その辺も含めて本当に膝詰めで、裁判などやらないで、総理と、あるいは知事が直談判して、今、起こっているような問題も含めて、

本当に具体的にどうやってこれを解決していくのか。国はこれで進めるということですから、県はこうしてほしい、ああしてほしいとかということ、対案も状況も示さないと問題解決にならないのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○池田竹州知事公室長 知事が安倍総理と面談した際に、S A C O 合意の検証、そして、今後どうするかという、S A C O 合意、北部訓練場の返還なども終わっているものも多うございますが、普天間飛行場問題、そして統合計画の部分などをきちんと検証するために沖縄県を加えた S A C O W i t h O k i n a w a、知事は S A C W O とおっしゃっていましたが、提案を行ったところでございます。それについては、ちょっと難しいという回答もございますが、やはり何らかの提案をする前には県がその提案し得る立場といたしますか、ポジションにいないと、それはきちんとした提案にならないと考えております。そういったところも含めて、きちんとした話し合いにつきましては、委員の考えも踏まえまして、どういった形でできるか、今後検討していきたいと考えております。

○照屋守之委員 それと、辺野古の皆様方の思いですよ。条件つき容認ですよ。名護市政も反対の主張から、今はもう推移を見守るという主張に変わりましたね。こういうふうなさまざまな問題を抱えている問題については、やはり地元ですよ。地元がどうかということですよ。外から見ると、やはりだめだといういろいろな意見もありますけれども、地元の意向がどういうことになっているかですよ。いろいろ聞いてみると、直接国にも出向いて環境の整備だの、下水道の整備だの、そういうふうないろいろな相談もやっているようですね。これは、昭和30年と同じようなことが起こっているのですよ。昭和31年にキャンプ・シュワブ、そこにオープンしますけれども、その前から辺野古ではそういうことが起こっているのですよ。その当時、沖縄県ではそういう基地の接収とか、そういう反対をどんどんしているのですよ。ところが辺野古は、あそこはあの当時から何らかの形で条件をつけて、自分たちのプラスになるようなことがされているのですよ。ですから我々は、やはりそういう辺野古区民が長年にわたって、昭和30年もそうです。非常に苦しい思いをしていますよ。全県下から辺野古は批判されるのですよ。そういう思いをしながら自分たちの地域、自分たちが生きていくためにはという形で、キャンプ・シュワブがああいう形で形成されるのですよ。何十年もたった後に、また同じことが今、起こっています。でも地元はああいう形で条件つきでやるということですから、やはりそ

ういう思いも、直接出向いて聞いてみてください。知事は向こうの現場ではなくて、直接辺野古の区民の方々と膝を交えて、そういう話し合いをする必要もあると思いますよ。今、県がやっていること、地元が対応していること、そういうことも考えながら対応していかないと、地元の人たちは大変ではないですか。周りが反対しているのに、自分たちがそういうことをいいと思って、普天間飛行場の危険性を除去するのに、全国でどこでも引き受けなければ自分たちがやってあげようという、そういう思いで彼らは頑張っているわけですよ。ですから、我々はそういうことも含めて考えていかないと、この基地問題は非常に複雑で難しい問題ですから。そこも含めて、ぜひ裁判によらない、辺野古の区民の方々の思い、あるいは名護市の行政等々も含めて、どういう形で解決をしていくのが一番この問題解決になるかという、そこを一緒に模索しませんか。これをこういう形でやったら、ずっと感情的に裁判でもつれて行って永遠にこういうことが続きますよ。私は解決につながらないと思っています。県民はやはり解決してほしいという思いでこういう陳情も、現場でも頑張っているわけですからね。最後に知事公室長、解決に向けて。

○池田竹州知事公室長 委員御指摘のとおり、玉城知事も司法よりも対話によって解決を図るべきだとおっしゃっております。私ども、その対話につきましては、きちんとどういった内容かも含めまして、また、辺野古の埋め立て、代替施設全体につきましては、新年度から万国津梁会議もスタートします。その中でも有識者の議論も踏まえて、具体的な提案といいますか、県としての考えなどもまとめながら、政府ときちんと話し合いをしていきたいと考えております。

○照屋守之委員 民意と行政手続、これは違いますから。よくおわかりのとおり。民意は民意ですから、やはり県民感情としたら、そういう形で厳しいというのがありますよ。県民投票の結果も、やはりそういう形で出ておりますよ。これは民意ですね。ただ、行政手続として、これまでずっと法に基づいてやってきた行政同士がやるという、やってきたというものは別問題ですから。行政手続のものを民意でそれを覆すということは、これもなかなか厳しいことでしょう。だからそこは、どう折り合いをつけていくかということは非常に難しいですけれども、ぜひ、何回も言いますが、解決に向けて一緒にやりましょう。お願いします。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はございませんか。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 49ページ、陳情平成29年第13号沖縄の民意を尊重し、地方自治の堅持を日本政府に求める陳情ということで出ていますが、処理概要で地方自治は民主主義の学校と書かれているわけですがけれども、沖縄県の現在の辺野古に対する立場としてはどういう立場ですか。辺野古埋め立てに対する県の姿勢。

○**池田竹州知事公室長** これは辺野古移設問題ということでお答えします。辺野古移設問題につきましては、翁長知事、そして昨年9月の選挙で選ばれました玉城知事とも、普天間飛行場の代替施設は県外、国外、そして、辺野古の埋め立ては許さないという立場でございます。それは行政として知事の公約ですから、当然それに従う。そして、2月24日の県民投票で初めて、埋め立てに関して純粋な形で民意が示されたと考えております。

○**新垣清涼委員** 県も辺野古一代替移設なのか新基地なのかについては反対であるし、去る2月24日の県民投票でも多くの県民が、いわゆる全有権者の37%ですか、それ以上の人たちが反対をしていると。一番多くの市民、県民が懸念をしている宜野湾市でも投票結果としては賛成は9643票、反対が2万6439票という数字が一間違っていたら済みませんね。私の調べた範囲ではそういうふうになっているのですが、圧倒的に宜野湾市でも辺野古の新基地建設に反対であると。やはり自分たちが味わっている状況を同じ沖縄県民に味わせたくない。基地は、沖縄経済の発展の最大の障害要因であると。そういう県民の意識の中で、新しい基地をつくってはいけないのだという、これが示されているにもかかわらず政府は沖縄県、辺野古が唯一と言って沖縄県に押しつけ続けようとしている。これは民主主義ですか。どう思いますか。

○**池田竹州知事公室長** 沖縄には米軍の専用施設が70%以上置かれ続けている状況でございます。普天間飛行場の代替施設につきましては、こういう形で県外・国外を求めている以上、安全保障体制につきましては、先ほど午前中もありましたけれども、多くの国民が日米安全保障体制を認めているという立場、評価しているということであれば、その負担もやはり新たな負担については県外、国民全体で担うべきものと考えております。

○**新垣清涼委員** 一昨年、普天間第二小学校に米軍ヘリの窓枠が落ちました。

その後、小学校の校庭に避難小屋というのか、ブロックの何かシェルター—野球のベンチみたいなものがつくられているのだけれども、日本国内で米軍が使っている基地とフェンス一つでこういう学校のあるところはほかにもありますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 私のほうでも日本にある米軍基地、それについて普天間飛行場とどういった関係があるかというのを一応、個人的に調べたことがございます。近いところでいうと横田飛行場ですね。あちらの面積とか、周辺に人数的なものがどういった形でいるかということで、一応調べたことがあります。それである程度、人口とか学校の散らばりぐあいは普天間飛行場と近いということは確認しております。ただ、これが実際、フェンスとすぐそばに、例えば沖縄国際大学みたいにくっついているか、普天間第二小学校みたいにくっついているかという物的な距離感については調査をしておりませんので、その辺は後日また私のほうで確認したいと思います。

○新垣清涼委員 それと、普天間基地はフェンス一つで、小学校がすぐそばにあるわけですよね。沖縄国際大学は道を隔てていますから一隔てているからいいというわけではないのですが、距離関係からすると、フェンスの本当に何メートルも離れていないところに、普天間基地の場合にはフェンスから1メートルから1メートル50センチぐらいのところにもう建物が建っています。そういう状況です。これは、アメリカではそういう基地のそばにフェンス隔てて1メートル、あるいは10メートル、もっと離れて、もう少しあるかな。一番近いところで何メートルなのか、皆さん調べたことはありますか。アメリカの米軍基地で、フェンスから一番近いところで、人が住んでいるのは何メートルぐらい離れているか調べたことはありますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 私たちもアメリカでの基地の状況、バッファゾーンとかそういったのがあるというのは承知していますが、基地ごとに、実際住宅地、また、今で言う学校とか病院とか、それがどの程度隣接しているかということまでは調査した実績がないという状況です。

○新垣清涼委員 ぜひそこら辺も調べていただいて、沖縄の米軍基地がいかに住民に近く、そして爆音被害を与えているかということをもっともっと明らかにして、日本政府にもそうですが、アメリカにも訴えていく必要があると思います。今いろいろ、県内の基地周辺では防音対策、51ページ、陳情平成29年第

14号コンターの見直しがありますけれども、沖縄は非常に住民に近いということと、低空飛行が多いのです。最近の普天間飛行場の実態を見ると、嘉手納飛行場が1つしか使えないという理由を言っていますが、普天間飛行場に外来機と思われるような戦闘機がおりません。タッチ・アンド・ゴーのような形で行きます。そうすると、普段聞いていない音で、本当に心臓に何か刺さってくるのではないかというぐらいの音があります。そういう意味では、先ほど言ったバッファゾーンの距離感をぜひ調べて、普天間飛行場がいかに住民に健康被害、悪い影響を与えているかというのをもっと明らかにすべきだと思います。その辺の調査をぜひお願いしたいと思いますが、どうですか。

○金城典和参事兼基地対策課長 委員の御提案にある、実際のこの飛行場からの距離感について、私たちも具体的につかんでいない部分がございますので、その辺はいろいろ、インターネット、または地図等を含めて、どれぐらいの距離、どういったのがあるかというのを改めて確認して、どれぐらいの被害が発生しそうかというところまで改めて検証したいと考えております。

○新垣清涼委員 これは、ぜひやっていただきたいと思います。本当に基地のそばに住んでみないと、離れたところに住まれているとはなかなかわからないですよ。夜中の11時まで、約束は10時のはずなのに11時過ぎまでヘリが飛んでいる。オスプレイのエンジン調整か何か知らないけれども、その音が聞こえてくる。これを日本政府は、日米安保が大事だからと言って認めている。日米安保が大事でもいいです。でも国民の健康を守れなくて、何が日米安保か。地位協定を改定してほしいと、もっと日本の政府が米国にも物が言えるようになってほしいと、そのように改定してほしいと言っても、日本政府はアメリカに物が言えないような状況をいつまで続けるのかと。県民の、国民の健康を守れなくて、これでは主権国家として恥ずかしいと私は思います。ぜひ、そこら辺の健康被害についても、環境部もいらっしゃるので、そういう基地のそばに住んでいる人たちが、どういう状況にあるかというのをもっと比較をできるような日本国内の米軍基地、あるいは米国の基地とか、そこら辺をしっかりと調査していただいて、いかに負担が大きいかというのを示していただきたいと思いますが、どうですか。

○棚原憲実環境企画統括監 委員がおっしゃるように、米軍基地周辺の騒音被害というのは、非常に住民への影響が大きいと考えております。特にお話の中にありましたように、夜間の騒音による睡眠障害、そういうものについては、

今Ldenという数値を使っていますが、欧州、WHOのガイドラインではLnighという基準を使って、睡眠への影響とか、基準を示しています。ただ、日本はまだLdenという基準を、平成25年から取り入れたばかりなので、県としてもLnighのデータを蓄積していますので、そういうデータを国へ提供しながら夜間に適した基準の設定とか、そういうものについては引き続き求めていきたいと。現実的な影響に反映できるような基準の設定というのを求めていきたいと考えています。

○新垣清涼委員 ですから、やはりそういうデータを蓄積して、そして専門家の皆さんによる分析をしていただいて、健康被害がどのぐらいあるのか。つい何日か前だったと思うのですが、騒音によって年間に10名ぐらいは亡くなっているのではないかという記事もありましたよね。ですが、なかなかこういうのを実証するのは難しいと思います。しかし、やはりその音の影響があるとするならば、夜間は抑える。日米友好というのであれば、やはりアメリカももっと同じ人間として、ウチナンチュも同じ人間として、やはり夜は静かに眠らせてほしいわけさ。そういう時間をアメリカは、本当にウチナンチュをヌーンリウムトーガと思うわけですよ。そういう面からもしっかりと訴えて改善させるためにはデータが必要ですので、Lden、Lnigh、しっかりと取り組みをしていただきたいと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はございますか。
瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 まず、伊江島における訓練の激化が問題になっていまして、例のF35Bの訓練、LHDデッキが完成して以降ということで、その訓練実態については把握していますか。

○金城典和参事兼基地対策課長 私たち、伊江村からの情報提供を受けております。それで、F35の訓練状況についてですが、12月5日にたしか供用開始がされていたということで理解しております、12月には2日間にわたって54回、ことし1月には9日間練習が行われて76回、合計11日間の訓練があつて、トータルで130回訓練があつたと伊江村から情報をいただいています。

○瀬長美佐雄委員 オスプレイが配備されて直後というか、訓練の中で、当時乳牛ですかね、死産があつたりという状況があつて、昨今の新聞報道の限りで

言うと、ことしに入って牛が6頭も死んだという報道があつて、今、村としては牛の死亡例が突出しているのので、長期的に因果関係も調べたいというのが村の立場のようですが、そういう意味ではこういった実態被害が出ているわけで、これに対する県の関与、村との関係、しっかりとタイアップして、長期的にかかるとすれば、村とともに長期的に爆音、騒音被害の測定や被害の実態調査という点では、しっかり対応すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 我々、やはり伊江島補助飛行場のLHDデッキ、これの完成に伴ってどういった被害が出てくるかというのを非常に心配しております。それで、私たち職員含めてですが、ことしの1月4日、実際、現場に立ち入って米軍からの説明を受けております。そのときに伊江村も立ち入って一緒に現場確認をしております。そういったこともやりまして、実際運用上においてどういった問題が生じるのか。あと、地元、伊江村のほうからどういった改善策、要望が出てくるかを含めて、今後そういった騒音被害等に対して伊江村とタイアップしながら、解決に向けて努力したいと思っております。

○瀬長美佐雄委員 新聞報道で、因果関係で死産とかはなかなか難しいのかもしれないかもしれませんが、1月中旬に島に連れて来たばかりの牛がロープに絡まって窒息死したと。もうこれは明らかにきたばかりの牛が、この爆音騒音でびっくりして、結局は絡まって亡くなるというほどに、やはり影響があるのであると思われまますので、そういった意味でも、先ほど答えてはいただきましたが、村とタイアップして騒音、爆音、そういった実態についてはしっかりと対応を求めたいと思っております。

次に、パラシュート降下訓練の状況、陳情第13号も出ていますが、やはりたび重なるこういった実態をどうにかしてとめないといけないと。決意としては、断じて許すことはできないということではあります、許さない手だてをどうするのかというのは問われてくるわけで、それに対する対応、抜本的な改善のあり方というのは、どのような対応をするつもりでしょうか。

○金城典和参事兼基地対策課長 まず、委員御承知だと思いますけれども、このパラシュートの降下訓練につきましては、SACOの最終報告、それで読谷補助飛行場のパラシュート訓練は伊江島補助飛行場にと。それで、防衛省としても陸内におけるパラシュート降下訓練は伊江島補助飛行場に移転しているという認識です。その中で、平成19年だと覚えていますけれども、例外的には可能ということで合同委員会で合意されております。ただ、今現時的にはどうい

ったものがその例外かということも示さないうちに、訓練が常態化しつつあると認識しております。ですから、まずはこういったときの例外なのかというのは明確に示していただきたいと。そういう明確に示していただきたいということでもあるのですが、ただ、SACO合意というものの自体は、基本的に沖縄の基地負担軽減ということに基づいて合意されたものだとして認識しておりますので、基本的にはSACO合意の基地負担の軽減につなげていただきたいということで、粘り強く日米両政府、米軍自体にそういった内容を説明して、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練を実施しないよう、粘り強く働きかけていきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 SACO合意で負担軽減—実態は負担増になっていると。そこを抜本的にやはり検証する必要がある。それも含めてSACWOという思いなのかもしれませんが、そこでいうと、このSACWOを求めたという観点の中に、日米合同委員会の闇の部分はどうするかということも含めて見直したい、あるいは全国都道府県知事会も提言をした日米地位協定の抜本改定に向けた思いも含めた目的なのか、そこら辺をあえて提起したわけですから、そこら辺を含めた皆さんの考えを聞きたいと思います。

○池田竹州知事公室長 SACOから23年を経て返還が実現した基地もかなりございます。一方で、普天間飛行場あるいはその後の統合計画につきましても、幾つか課題がございます。地位協定につきましても、私ども稲嶺知事の時代から地位協定の改定は県として、あるいは軍転協として繰り返し要求してきているところです。その辺の場をきちんと議論する必要はやはりあるだろうと。今は要請に伺って、それに対して、軍転協のものですと後日文書で回答が返ってくると。実際にその中身までなかなか踏み込んだ議論するところまでは至っていないところです。そこら辺も踏まえて、SACOあるいは地位協定につきましても、政府間のものという御説明もありますけれども、沖縄の実情をきちんと、あるいは地方の実情を踏まえていただくように、地方の声を加えていただく、地域合同委員会というのでも改定要望で出させていただいていますので、そういった形で取り組んでいけるようにやっていきたいと思っております。

○瀬長美佐雄委員 一般質問でも少しやりとりしましたが、空の空域管制も米軍が握っている。嘉手納飛行場であり横田飛行場という状況の中で、今、嘉手納飛行場は滑走路を1本改修なりということで、1本の中で普天間飛行場も活用されているという実態になっているという課題の中で少し見えてきたのは、

飛行ルートであったり、その訓練についても明らかにせよと求めているのだけれども、なかなか明らかにできないと、されないというのが答弁であるのですが、具体的にはどんな状況なのかということを確認したいと思います。

○金城典和参事兼基地対策課長 米軍の訓練についての事前通知ですが、沖縄防衛局から大体2週間前あたりに、どういった訓練区域、訓練場所で、どういった訓練をするという通知は来ております。ただ、その中身についてですが、例えば月曜日から金曜日までの1週間、それと0時から24時間ということで、大まかな情報提供しか具体的にはないのです。ですから、具体的に、先ほど委員がおっしゃっているように、飛行ルートなり、そこでどういった訓練をするとか、訓練内容については運用に係る部分ということで、米側からの公表が今されていないという状況にあります。

○瀬長美佐雄委員 他国の、ドイツ、イタリア、イギリス、ベルギーと、今回はアジアもという中で、再度確認ですが、管制圏も握られていて、固定された空域もあるというのが他国の状況で、調べた結果どうなっているのかということを確認したいと思います。

○池田竹州知事公室長 私が1月にベルギーとイギリスをお邪魔しまして、ユーロコントロールというヨーロッパの民間の、40カ国の区域を所管しているところでお話を伺いました。ですので、全世界というよりヨーロッパに限った形になりますけれども、そのヨーロッパも、お話の中で、東西冷戦の時代は軍がかなり優先的に空域を使用していたと。これはある面、いつ戦争が起きるかわからないという状況の中でやむを得ないという判断だったと聞いています。ただ、その冷戦が終結して以降は、ヨーロッパ各国に空港があって、空域がかなり逼迫しているということで、空域の最大有効活用というのが共通の民間セクターの認識で、それを軍にも適用して行って、使っていないときは民間の飛行機が飛べるようにというふうに変えていっていると。ちょうどオリンピックの話題で出ていましたので、横田空域の話をさせていただいたところ、極めて驚かれました。そういった空はヨーロッパには存在しないというような御回答でございました。

○瀬長美佐雄委員 オリンピックの関係でそうだとということで、横田空域の件ですが、そういう意味では、全国知事会が問題意識を共有して抜本的な見直しという決議は本当に重いと思います。一定の共通認識のもとに、空の航空管制

圏も含めた抜本的な改正になるのかなと思います、そういった意味では、この全国知事会の提言に込められた改定すべきポイント、そこら辺の共通認識度というか、そこは皆さんとしてどのような認識なのか伺います。

○金城典和参事兼基地対策課長 まず、全国知事会で平成30年7月27日に採択されている提言について確認いたしますが、4点提言がございます。簡単に申し上げますと、まず1点目が、訓練ルートや訓練が行われる期間、そういったものについて速やかに事前情報提供をお願いしたいというのがまず1点。2点目としましては、日米地位協定を抜本的に見直してくれというのが、2点目です。3点目といたしましては、米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策、また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置についての周辺住民の実質的な負担軽減を図ってくれというのが3点目です。また、4点目には、施設ごとに必要性や使用状況等を検討した上、基地の整理縮小、または返還等、積極的に推進してくれという4点を提言されております。この内容からわかるように、この内容自体は沖縄県がいつも求めている内容と一緒ですので、その辺は全国知事会ともタイアップしながら、基地の整理縮小、または事件・事故の縮減につなげていきたいと考えております。

○瀬長美佐雄委員 他国と比較すれば、本当に主権国家なのかという現状認識が、全国知事会で共通認識になったということであれば、文字どおり提言にとどめないで実現させないといけないわけですから、全国知事会としてどのように実現させるのかという点で、もう一歩進んだかわりが必要になるかと、この点はどのような考えなのか確認しておきます。

○池田竹州知事公室長 昨年、研究会がまだあったときには、ドイツ、イタリアの報告を全国知事会の研究会で報告させていただきました。今回、研究会は解散していますが、ベルギー、イギリスを含む状況について、今、全国知事会の事務局と調整していますが、何らかの形で報告をさせていただくように、今調整をしているところでございます。その上で、空域につきましても、全国知事会のテーマとして、もし取り上げていただければそれが一特に横田空域は東京周辺の羽田空港という一番離発着が過密なところですので、全国知事会としての理解も得られやすいのかなと考えております。

○瀬長美佐雄委員 最後に、県民投票の結果を受けて、安倍総理にはS A C W Oを申し入れたという到達は掌握していますが、今後の運動でいえば、県民投

票の結果、圧倒的多数は辺野古新基地はノーだと、これを民意を受けてとめるべきだというのは当然そうですが、あと、アメリカ大統領、あるいは米国も一方、よりかわり、しっかりと当事者だということを認識させるとか含めて、米国大統領、要するに県民投票条例にのっとった形でどのようにして実行あるものにするための手だてを考えているのか伺います。

○池田竹州知事公室長 県民投票条例に基づく通知としましては、安倍総理に3月1日にやった同じ日に、ヤング臨時代理大使に通知は渡してございます。速やかにとということで、駐日米国大使、20年前の県民投票のときもそういう形で対応させていただいたところです。そのほか、アメリカ政府、あるいは連邦議員に対してもきちんと通知する必要があると考えておりまして、今その内容について検討を進めているところでございます。

○瀬長美佐雄委員 やはりこの結果を、しっかりと県民の意に応えるという意味では、やはり辺野古新基地はとめてほしいと、とめるべきという立場に立って国際社会にも訴える中身だと思います。圧倒的な地域の方が反対するものを国策だから従えということが、民主主義国家として許されるのかという点では普遍的な民主主義の価値として、世界が共有、共感できると。そういったアクションを世界にアピールするという点で、玉城デニー知事を先頭に、そういった取り組みはぜひ企画し実践すべきと、これは要望として言っておきます。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時42分再開

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行いたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 まず、陳情平成28年第39号、それから陳情平成29年第13号の陳情中、県民投票と辺野古の問題について伺います。この前の県民投票、先ほど来、答弁ありましたけれども、72%の投票で圧倒的な、揺るぎない反対の民意を示したと僕は思います。これは全ての市町村で反対が上回った。そして、

去年の9月30日の知事選挙で、今のデニー知事が、辺野古埋め立て反対を訴えて39万人プラス4万人かな、43万人と。前回、玉城デニー知事を支持しなかった、あるいは投票しなかった人まで、今回、この反対に投票したというのは、とても重たいものがあると思います。その重みについて、皆さんどのように捉えていますか。

○池田竹州知事公室長 これまで、翁長知事、玉城知事選挙を含め一連の国政選挙でも、辺野古新基地建設に反対する民意は示されてきたと考えております。一方で、選挙の結果にはさまざまな要因があるという政府高官の発言があったのも事実でございます。今回、県民投票で辺野古の埋め立ての是非、3択ですけれども、埋め立てそのものに絞った形で県民投票が行われ、その結果、埋め立て反対だという7割以上、投票した方の72%近い方の意思が示されたというのは初めてのことであり、非常に重大な意義のあるものだと考えております。

○渡久地修委員 僕は、これは非常に重たい、物すごく重たいものがあると思います。それで、この条例では先ほど来、知事公室長が答弁したけれども、県民投票条例の義務、知事は尊重するということがありますよね。それは、知事の尊重するという事は、どういうことになるのでしょうか。

○池田竹州知事公室長 投票結果に示された4分の1を超える選択肢について尊重するということになりますので、埋め立てに反対という結果を尊重すると。結果的に玉城知事の公約はそれでございますので、民意を踏まえて辺野古の埋め立てをさせない、代替施設を県外・国外へという取り組みをきちんとやっていくことになろうかと思っております。

○渡久地修委員 知事は選挙公約で、辺野古に絶対埋め立てつくらせない、埋め立て反対ということ公約に掲げて、これは選挙というもので県民の審判を得たわけよね。今回、また地方自治法に基づく直接請求による住民投票で、この反対、この示された72%の民意に、これを尊重するという義務を負わされたわけです。だからこの2つ、僕は公約と同時に、この県民投票の尊重義務というのも知事にとっては、とても重たいものだと思うのですが、その辺どうですか。

○池田竹州知事公室長 委員御指摘のとおり、県民投票の意義をきちんと訴え

ていくというのは、知事としても今後取り組んでいくべき重要な課題だと考えております。

○**渡久地修委員** この投票条例で、知事はこれを尊重しなければならないということですが、僕はこの結果は沖縄で活動する政治家にも全部当てはまると思う。そして僕は、行政に携わっている皆さんも、この県民投票の結果については、十分行政に一特に県の行政に携わっている皆さんにとっては、これは大いに、知事と同じように尊重する立場に立つべきだと思いますが、その辺、知事公室長はどうですか。

○**池田竹州知事公室長** 辺野古の埋め立てにつきましては、知事の公約に従いまして、私どもかねてから、県外、国外を求めてきているところでございます。県民投票の結果も踏まえて、それをよりきちんとやっていくような形で取り組んでいきたいと思っております。

○**渡久地修委員** これは僕は、土木建築部もしっかりと、尊重する立場に立つ、当然立つべきだ、立っていると思っておりますが、県民投票の結果から立たないといけないと思っておりますが、どうですか。

○**松島良成土木整備統括監** 公水法を所管する立場としては、埋立承認願書のとおり工事が適正に執行、確保、また、環境保全等が十分であるように、確実な履行ができるようにする立場としか申し上げられないのですが、一般論としては知事公室長のコメントのとおりかなとは考えております。

○**渡久地修委員** それと、この結果は政府も当然尊重すべきだと思います。知事は通知をするのですが、当然、地方自治法に基づいて、あるいは民主主義を尊重する政府であれば、この県民投票の結果を、僕は政府は尊重すべきだと思うのですが、その辺どう思いますか。

○**池田竹州知事公室長** 委員御指摘のとおり、尊重していただきたいと考えております。

○**渡久地修委員** それで、今、この県民投票の結果が出た翌日も工事を続行し、その後も新たな護岸の工事着工、さらに25日には新たな埋め立てをやるということを行っている。そして、もっとひどいことは、県民投票の結果が出る前か

ら工事を続けることをあらかじめ決めていたと、国会で防衛大臣が答弁するというのは、僕はこの県民投票の民意を、政府の今のやり方は踏みにじっている、無視しているのではなくて、県民投票の結果を踏みにじっているというものだと思うのですが、それについて県はどのような見解ですか。

○池田竹州知事公室長 やはり地方自治法に基づき実施された直接請求制度でございますので、その結果は真摯に受けとめていただきたいと考えております。

○渡久地修委員 真摯に受けとめていただきたいという上品な言い方をやっているけれども、踏みにじっている行為ではないかと僕は聞いているわけ、今のやり方は。

○池田竹州知事公室長 繰り返しになりますけれども、その結果はきちっと受けとめて、私どもとの対話に応じていただきたいと考えております。

○渡久地修委員 私はこういう踏みにじっている行為は断じて許せないと思います。それで、あと、県民投票条例に基づいて内閣総理大臣とアメリカ合衆国大統領に通知するという点では、これは大いにそれで結構ですが、この条例に基づいて国連への通知義務はないのですが、僕はやはり沖縄で県民投票をやった結果、このような民意が示されましたよということは、僕は国連に対してもしっかり知らせてほしいと思うのですが、その辺はどうですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監 先ほど知事公室長からもございましたけれども、県民投票の結果につきましては、安倍総理とトランプ大統領宛ての通知を行ったところですが、それに加えて、現在、連邦議会議員への通知についても、今検討しているところがございますので、国連も含めまして、宛先について、また検討させていただきたいと思っております。

○渡久地修委員 僕が国連をぜひ検討してほしいというのは、国連について抗議しなさいということではなくて、しっかりとこういう結果になっていますよということを知らせてほしいと思うわけよ。それはなぜかという2つ理由があります。1つは、沖縄の米軍基地、特に、嘉手納、普天間、ホワイトビーチというのは、国連軍の基地としても一応指定されている。実際は米軍基地ですが指定されているわけよ。だから、そういう意味で、沖縄の県民投票でこういった結果が出たよということは、しっかりと認識してもらおうということは大事

だと思うのですが、これは、僕の指摘、それで合っていますよね。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 国連関係に関する提供施設としては、たしか日本全体で7つ、そのうち沖縄県では、嘉手納飛行場、普天間飛行場、ホワイトビーチ、この3施設が国連への提供施設と認識しております。

○**渡久地修委員** だから、国連は含まれているわけよ。だから沖縄の県民投票の結果をしっかりと知らせるということは必要だと思う。そして、もう一つは、知事公室長、インド洋に、イラクの近くですがモーリシャスというところがあって、そこに、モーリシャスから切り離されたチャゴス諸島というのがあって、ディエゴガルシア島というのが米軍基地としてあるのは御存じですか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** 確かにディエゴガルシア島については、もとはイギリス領ではあったのですが、それが1965年ですか、そのときに英国領にまず編入されて、当時植民地から編入して、その後、米軍への対応をしている島だと理解しております。その島の中には、アメリカの海軍基地、それと戦略爆撃機、B52とかB2ステルスの爆撃機、そういったものがそこに配備されているということで理解しております。

○**渡久地修委員** このディエゴガルシア島というのは、そこに住民が住んでいたのですが、全部追い出されて、米軍基地になって、イラク戦争とか、そういうところの前線基地になっているわけよ。これに対して先月、国際司法裁判所がこれは不法だと言って、ここは今イギリス領ですが、これはモーリシャスに返しなさいという勧告を国際司法裁判所が出したわけよ。そのきっかけになったのは、2年前に国連がこれは不法だということを国際司法裁判所に訴えようということを決めて、もちろんイギリスとアメリカは反対していますが、決めて、そして今回の司法裁判所が判断を下しているわけよ。これがすぐに、はい、わかりましたとなるかどうかは別の問題として、最近ですよ。こういう国際司法裁判所がやったという点は、僕は沖縄の基地はここと似ていると思います。だから、しっかりと国連に訴えていく、知らせていくというのはとても大事だと思うのですが、この2つの理由から、ぜひ国連にしっかりと、この県民投票の結果について、知事みずから、あるいは知事公室長みずから行って知らせしてほしいと思うのですが、どうですか、再度。

○**池田竹州知事公室長** 県民投票の結果を国内外にきちんと伝えるというのは

非常に重要なことだと考えております。今、委員御指摘の点も含めまして、国連も含めまして、きちんと対応していきたいと思っております。

○渡久地修委員　そしてもう一つ。安倍首相には出すのですが、皆さんが頑張っていて、全国知事会が地位協定の全会一致の決議、これは、長年の皆さん方、沖縄県、翁長知事、翁長県政含め、皆さん方の努力が、何カ年かの努力が実って全会一致に結びつけたわけよ。だから、今度の県民投票の結果も、やはり47都道府県知事に、沖縄ではこういう結果が出ましたということ、ぜひ知ってほしいと、認識してほしいということ、ぜひ知事名で、やり方は郵送でも何でもいいのですが、全国知事会を含めて知らせる。みんな知っているはずよね、アンケート調査もやられているのですから。ですが、知事名でお知らせしますということであるとは全然違うと思っております。そこはやってほしいと思うのですが、どうですか。

○渡嘉敷道夫基地対策統括監　ただいまの委員御提案の件も踏まえて検討させていただきたいと思っております。

○渡久地修委員　しっかりやってください。

次。僕は、辺野古の新基地建設は不可能だと、僕自身は事実上不可能だと思っています。まず何かといたら、一つは技術的に軟弱地盤が出てきて、7万7000本打ち込んで、かなり不可能だと思うのですが、これどのようにやるのですか。聞く話によると、直径2メートルのくいを打ってそこに砂を、650万立方メートルというのはどれぐらいの量だろう、これを打ち込んでやるというのは、これはどのような工法になるのですか。

○松島良成土木整備統括監　今回、この軟弱地盤対策ということで、サンド・コンパクション、サンドドレーンとあるのですが、そういった詳細について細かい報告を受けていないものですから、現時点では考え方というのは申し上げることができない状況でございます。

○渡久地修委員　何で、これは国会でも質問もされて明らかになっているでしょう。

○仲宗根悟委員長　休憩いたします。

(休憩中に、執行部から工法等の詳細については把握していない旨の説明が改めてあった。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 7万7000本打ち込むと、650万立方メートルというのは聞いていますよね。これ、深さが最深で90メートルということは聞いていますよね。90メートルでいいのですか。

○松島良成土木整備統括監 国会の答弁等の内容として90メートルというのは承知しております。

○渡久地修委員 国内でこの砂ぐいを打ち込むというのは、実績というのは何メートルですか。

○松島良成土木整備統括監 繰り返しになりますが、実際に、この軟弱地盤対策ということで詳細についての協議というのはまだ始まっておりませんので、それについては、まだこちらでどうこうという検討はしておりません。

○渡久地修委員 国会で答弁されている政府が認めた実績というのは何メートルですか。

○永山正海岸防災課長 国内の実績で、サンド・コンパクションパイル工法で65メートルの実績がございます。

○渡久地修委員 作業船は、日本国内で保有している作業船は何メートルまで可能ですか。

○永山正海岸防災課長 まだ防衛局から実際の詳細の施工方法の説明は受けていないのですが、国会等の答弁によれば最大70メートルまで改良ができる船が3隻、日本には在港しているというお話は聞いております。

○渡久地修委員 深さが90メートルあって実績は65メートルまでしかない、船は70メートルのものしかない、もう不可能ですよ、技術的に。そうではないで

すか、皆さんが国会答弁を聞く限りでは。

○松島良成土木整備統括監 現時点で、詳細設計等も行われていない段階で、施工法も確定していないと。そういう段階で可能性等について、現時点の立場ではお答えできない状況です。

○渡久地修委員 では角度を変えると、今、国会でこういう議論をやられている、僕は不可能だと言った。皆さんの立場だったら、説明も受けていない、工法も固まっていない、どんなものかもわからないようなものを公共工事でどんどん進めていくということは、今まであり得るの。行き当たりばったりであり得るのですか。

○松島良成土木整備統括監 公水法の観点という話だと、実際にこれまで述べたとおり、実施設計については事前に協議を行って、それに基づいて着手をすることになっております。

○渡久地修委員 辺野古に関しては、政府自身どのようにやっていけばいいかわからないわけよ、軟弱地盤がどんどん出てきて。それで、一番最初にやる予定だった仮設ヤードがあるでしょ、仮設ヤードというのか、海上ヤードというのか、あそこも中止したよね。あそこも軟弱地盤があって、大きなケーソンを置くことさえできなくなったと言って、あれ中止になったでしょう。あれも軟弱地盤でしょ。あそこも軟弱地盤。国会では何本打ち込むという議論をされていますか。

○永山正海岸防災課長 ケーソン、海上施工ヤードというのが当初設計の中にあるのですが、そこでの改良本数とか砂量とかというのは明らかにされていません。

○渡久地修委員 当初計画、ここ中止になったというのは事実ですよ。

○永山正海岸防災課長 一昨年(平成29年)の9月26日に、海上作業ヤードを取りやめるということで報道がありました。その際に、県からその取りやめをした理由でありますとか、ヤードをほかに移すのかとか、あと、予定地のボーリング調査の結果を出してくれとか、いろいろな要求をしております。沖縄防衛局からの回答としては、ケーソンの実施設計が完了していないことから海上施

工ヤードの施工を取りやめたものではないと。将来的にこの海上施工ヤードの工事を一切行わないというものでもないというような回答がございました。

○渡久地修委員 この将来的というのは、何年後ですか。先ほどから議論になっている13年後、それとも20年後ですか。

○松島良成土木整備統括監 繰り返しになりますが、実施設計の事前協議が終わっていないので、全体の工程等について、まだ私たちも把握していない状況でございます。

○渡久地修委員 政府もどうやればいいのか、僕は壁にぶち当たっていると思います。例えば砂ぐいは今、辺野古の7万7000本のものだけでも、650万立方メートルと言われている。この砂はどこから持ってくるのですか。沖縄近海から全部とるのでですか。そうなったら大変ではないですか。

○松島良成土木整備統括監 この調達計画についても、実施設計が完了しておりませんので、事前の協議等が行われていませんので、その調達計画については私たちまだ承知しておりません。

○渡久地修委員 採取は環境部か、土木建築部か。650万立方メートルを沖縄近海から、現在とっているようなところから650万立方メートルをとったら、沖縄の環境はどうなりますか。

○松島良成土木整備統括監 この件につきましては、そのサンド・コンパクションの実実施設計等がまだ完了しておりませんので、そのサンド・コンパクションに使う材料が、砂、採石、再生材等、どういったものを使うか、どこから調達するかもまだこちらも報告を受けていませんので、それについては述べられない状況でございます。

○渡久地修委員 技術的に、明らかにできないわけよ。だから、こういうのを土木建築部が言うのであれば、どこから砂を持ってくる、どこからどうする、どんな工法だとか、今言った疑問に答えられるようにやってから、それまではこれを中止しなさいと言うべきではないですか、技術的に。どうですか。

○池田竹州知事公室長 埋立承認、8月30日に取り消しましたけれども、それ

までの間、県としては、繰り返し留意事項に基づく実施設計の事前協議をきちんと行うよう、そして、その間、工事は中止するよう求めてきたところでございます。

○渡久地修委員 ぜひ、これは技術的には頓挫せざるを得ないわけよ。

それで、もう一つ、もっと技術的に大変なのが、米軍の飛行場、普天間基地も米軍の基地として基準に適合していませんが、辺野古の基地も適合しないというのがわかったわけよね、いわゆる高さ制限。辺野古の海は水平で、10メートル近く、9メートル幾らか上がる。そこから45メートル幾らかのところの高さのものが、半径幾らの間にはつくってはいけないとかという基準があるわけよ。その基準にひっかかる範囲の中に建物は何軒存在しますか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今手元に何軒の建物が存在するかはございませんけれども、辺野古新基地が完成して供用された場合には、国立沖縄高専でありますとか、民家、周辺のマンション等が高さ制限に抵触するという形になっております。

○渡久地修委員 これがとても大事な問題。国会で答弁されている358軒、今言った国立高専、民家含め、小学校なんかもひっかかるわけよ、358軒よ。課長、質疑やっている最中に、終わるころには確認できるようにやっておいてください、358軒。だから、こういう基準に満たないものを強行しようとしているという点では、これも絶対やってはいけないと。

次に費用、先ほど来議論されているので、議論されている分は、重複するところは僕は質疑しないのですが、2兆5500億円、皆さんが試算した。それに砂ぐいを打ち込むと1000億円で、2兆6500億円に膨らんでいくということ、僕はもっと膨らんでいくのではないかなと、僕自身は思うのですが。それで、琉球セメントからの栈橋というか、あそこから出している岩ズリの単価が物すごくはね上がっていることが今度明らかになったのですが、3年前1立方メートル幾らでしたか。

○永山正海岸防災課長 沖縄防衛局の積算の中に単価というのがありまして、それによりますと、1870円で設定をされておりました。

○渡久地修委員 これが、3年たった現在幾らになっていますか。

○永山正海岸防災課長 現在、積み込みでありますとか運搬の費用を含めると、1立方メートル当たり1万1290円の単価が計上されているようであります。

○渡久地修委員 これは運搬まで含めてですが、この岩ズリの値段としては幾らですか。

○永山正海岸防災課長 県で実施単価表というのがございまして、この実施単価表の中では、捨て石に類似する資材として、5キログラムから200キログラム内外の捨て石というのがあるのですが、これが運搬費込みで4750円という単価が設定されておりました、運搬費が入っております。

○渡久地修委員 これも国会で、答弁で認めたのですが、3年前1876円、これが今5370円に、3倍になっているわけよ。皆さん、運搬費とかいろいろある、では運搬費を含めるのであれば、3年前の運搬費を含め幾らで、現在幾らかということを出さないと、比較にならないですよ。国会では立方メートル1876円が5370円ということで、答弁を政府はしていますよ。どうですか。

○永山正海岸防災課長 岩ズリの単価について、運搬費などを除く岩ズリだけで1立方メートル5370円というふうに設定しているようです。

○渡久地修委員 5370円になっているわけよ。3年前は1870円と言っていたけれども、国会では1876円と多分言っているはず。それが5370円。これを129万立方メートル向こうから運ぶというから、これ金額幾らはね上がっているか。

○永山正海岸防災課長 単純に計算しますと、総額で約45億円ほど、岩ズリの運搬費の資材だけで割高になっているという結果になります。

○渡久地修委員 この岩ズリだけで45億円はね上がっているわけよ。これ、もっと問題なのは、その入札したのがたった1社、参加したのが。それはどうね、入札参加したのは。

○永山正海岸防災課長 通常、実施単価表に反映されていない単価については、その資材を扱っている業者さんから見積もりをとるのですが、その見積もりをとる際には、3社以上の見積もりをとることとなっております。

○渡久地修委員 見積もりは何社からとったのですか。

○永山正海岸防災課長 沖縄防衛局が設定した単価によりますと、1社のみを見積もりから単価を採用したようでございます。

○渡久地修委員 この1社というのはどこですか。

○永山正海岸防災課長 済みません、それは把握していません。申しわけありません。

○渡久地修委員 では、今、運んでいるのはどこの会社ですか。

○永山正海岸防災課長 どこから見積もりをとったかについては把握していないものですから、照会をかけて確認したいと思います。

○渡久地修委員 見積もりをとったのはどこか、皆さんつかんでいなかったら、今、運んでいるのはどこの会社がやっているのですか。

○永山正海岸防災課長 今、安和鉱山から岩ズリ等の搬出を行っていますが、その岩ズリを扱っている業者は琉球セメントの安和鉱山となっております。

○渡久地修委員 だから、国会ではその1社からとってやっているわけよ。そういうところが問題ではないかということまで指摘されているわけよ。いずれにしても3倍にはね上がっているわけよ。だから、2兆6500億円というのも、これをもっと詰めていったら、もっとはね上がることになると思う。だから、これは費用面からいっても絶対大変なことになると思う。

そして、もう一つ、僕が不可能だと思うのが、設計変更申請が出されたときに知事がどうするか。それについてはこれまでもたびたび質疑しているので、一言だけ答弁していただければ。知事は公約と、やはり県民投票の結果からすると、この設計変更申請が出てきたら、これは当然、承認やるべきではないよね。その辺どうですか。

○池田竹州知事公室長 県としては今、埋立承認の取り消しは有効であるという立場でございます。その上で、仮に設計変更が出てきた場合には、その時点で改めて対応は検討したいと思います。

○渡久地修委員 あと、重複しないようにしたので、辺野古の問題はこれで閉めますけれども。

あと、77ページの陳情平成30年第70号と、87ページの同第96号に関して、ジュゴン、環境問題とかいろいろあるけれども、ジュゴンがこの前死んだということですが、この死んだジュゴンというのは、これまで、A、B、Cと言われていたのかな、個体、どちらですか。

○金城賢自然保護課長 今週の月曜日ですが、ジュゴンの死亡個体が上がったという報告がありまして、その経緯を少し御説明したいと思います。今週の月曜日、夕方の6時半ごろに自然保護課に、沖縄美ら島財団の水族館の職員から、今帰仁村の運天漁港でジュゴンと思われる死亡個体があるという情報がありました。翌日、議会中でしたので、担当職員を現地に派遣して死亡個体の確認を行っています。その際は、今帰仁村長、今帰仁村の職員、今帰仁村議会の議員、今帰仁村の漁協組合長、あと県の関係課職員、沖縄美ら島財団の研究者であるとか、マスコミの方など多数の方が来ておりました。関係者で確認したところ、間違いなくジュゴンであるという確認ができております。このジュゴンが、先ほど委員から、A個体なのか、B個体なのか、C個体なのかとありましたが、沖縄防衛局でジュゴンの個体識別ということで、これまで調査をしているわけですけれども、その沖縄防衛局がそれぞれの個体の特徴を捉えておりまして、沖縄防衛局が示している識別、死亡個体の左腰部にへの字型のへこみがあると、これが沖縄防衛局が、今まで識別の判断から、個体Bである可能性が高いのではないかということが言われております。

○渡久地修委員 この個体Bというのは、辺野古海洋沖、辺野古大浦湾ですずっと回遊していたジュゴンですよ。

○金城賢自然保護課長 個体Bは主に今帰仁のほう、古宇利島のところですか、そういうところでよく確認されていた個体であります。

○渡久地修委員 これ辺野古沖には一切来ていないのですか。

○金城賢自然保護課長 このジュゴンは、この個体Cは個体Bの子供といいますか、親子だと思われているということが沖縄防衛局の報告にあるのですが、古宇利島から大浦湾のほうまで回遊はしていたという調査報告があります。

○**渡久地修委員** だから辺野古を回遊していたわけよ。それで、Bが死んだ。あと、AとCはどうなっていますか。

○**金城賢自然保護課長** 沖縄防衛局の調査結果によりますと、個体Aについては、平成30年9月11日を最後に確認されていないという報告がございます。それから、個体Cにつきましては平成27年6月24日を最後に確認されていないという報告があります。

○**渡久地修委員** それで、このジュゴンは国の指定天然記念物。これに関しては沖縄防衛局だけで調査するのですか。県はこの保護のために、やはり県としても責任があるのではないですか。

○**金城賢自然保護課長** ジュゴンについては非常に貴重な生物ということで、県でも平成28年度からジュゴンの保護対策事業というのを行っております。これを引き続き平成30年から平成32年まで、その事業を実施する予定にしております。

○**渡久地修委員** そうあってはほしくないのですが、いろいろな新聞なんかで、いろいろな人たちが、もうAとCも見えなくなって、このBが死んだということで、もう絶滅したのではないかと書いている人もいるわけよね。それについて、皆さんはどう思いますか。

○**金城賢自然保護課長** この沖縄防衛局が設置しています環境等監視委員会でも、そのAであるとかCが見られないというような状況について沖縄防衛局の報告がありますけれども、特にその影響、どうなったか、なぜ見られていないのかという原因というのはわかっておりません。ですので、見られていないというふうな報告はありますけれども、それが果たして死亡したかどうかということまではわかりませんので、今の段階で残りの2つの個体が死亡して、絶滅しているかということについてはお答えすることはできないと思います。

○**渡久地修委員** この亡くなってからのいろいろな報道、そして実際の状況、辺野古の工事の状況とかを見る限り、僕はもう辺野古の工事、土砂の運搬の影響というのが今回の死亡事故、あるいは見えなくなったというのが物すごく密接に関連していると思うのですが、その影響だと思うのですが、それについて

はどう思いますか。

○金城賢自然保護課長 辺野古の工事の影響については先ほど申しましたように、沖縄防衛局が設置している環境保全措置等を検討する有識者からなる環境等監視委員会で、そういった結果等について沖縄防衛局から説明がされて、また検討されますので、そういうところでの判断があると思います。

○渡久地修委員 埋立承認のときに、このジュゴンの保護とか環境の保護というのは留意事項で厳しく県は示したと思うのですが、どのように留意事項で皆さん求めていますか。

○永山正海岸防災課長 ジュゴンの環境保全措置について、ジュゴン、ウミガメ等の海生生物の保護対策の実施については万全を期すことということで留意事項に盛り込まれております。

○渡久地修委員 この万全を期すということで留意事項で記されているというのに死んでしまったわけよ。AとCも、もう見えなくなっているわけよ。先ほどから言っている一僕は辺野古の工事の影響ではないかと言ったら、余りね……。皆さん、どうですか。影響があるのではないですか。

○棚原憲実環境企画統括監 今回の死亡個体につきましては、今現在、今帰仁村が調べるということで、今後、死亡原因の究明のために委託して、解剖、血液検査等を実施する予定にはなっています。ただ、辺野古の工事の影響かどうかについては、今の段階ではわからないという状況にあります。

○渡久地修委員 では、わからないということは、辺野古の工事だということもできないけれど、辺野古の工事の影響がないということも言えない、否定できないということでもいいですね。

○棚原憲実環境企画統括監 その判断もちょっと、判断しかねます。

○渡久地修委員 さっきの留意事項にも万全を期すとあったよね。天然記念物の1頭が死骸として見つかったというのは、物すごく大きなあれですよ。だから県の、特に環境部はこれに対して、1頭死骸が見つかりましたで済ましたらいけないよ。これ、大問題にしないと、大問題。保護に万全を期すと言ったの

ですから。だから、せめて県としては原因究明まで、原因が明らかになるまで工事をとめなさいと。そして原因究明を急げということを求めるのが、そういう強い態度で臨まないといけないと思いますが、それについてはどうですか。

○**棚原憲実環境企画統括監** 先ほど答弁しましたように、今、今帰仁村を中心に、県とか各関係機関が集まりまして、今後の対応についても相談しながら進めていきたいと考えています。

○**渡久地修委員** 辺野古大浦湾は豊かな藻場でしたよ。そしてあんな工事をやってさ。だから僕はこの影響はあると思う。だから原因究明までその工事はとめるべきだと、私は思っています。

○**金城賢自然保護課長** 先ほどのBの個体の、渡久地委員から、どこを回遊しているかというのがありましたが、私のほうで誤った答弁をしました。Cとペアだったということですがけれども、Bの個体は主に今帰仁のあたりで見られたということで、Bの個体が大浦のところまで来るということはなかったようです。済みません、失礼しました。

○**渡久地修委員** 高さ制限はわかりましたか。

○**多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長** 先ほどの高さ制限の358件についてですが、これは昨年12月の超党派国会議員でつくります沖縄等米軍基地問題議員懇談会、この中で防衛省が公表したとのこと。この資料については、今、直接まだ入手できておりませんが、新聞報道等によりますと、高さ制限を超過しているその358軒の内訳が、沖縄電力や携帯電話会社などの鉄塔が13軒、建物が112軒、電柱や標識などが233軒となっております。最も高い鉄塔が制限を約48メートル上回っているということでございます。これは沖縄防衛局が2011年ー平成23年ですけれども、発注した調査の中身でわかっているということでございます。

○**渡久地修委員** 最後に、58ページの陳情平成29年第27号、オスプレイとの関係で、きのうの新聞かな、明らかになった、オスプレイに劣化ウラン弾、トリチウムという放射性物質が使われていることが判明したのですが、これは事実を知っていましたか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** きょう、地元のマスコミに劣化ウラン弾の話が出ていたのですが、その前に私たちのほうで情報的に、3月14日の地元紙ですが、今現時点で米軍のオスプレイは木更津のほうでいろいろ整備をしているのですが、2月20日に神奈川県厚木基地で開かれたこのオスプレイの整備を受注する会社への説明、その質疑応答の中で、米軍は非定期の整備、修繕に含まれる業務内容に、放射性物質の管理を挙げたという報道がございました。それで、私たちこの報道を受けて、実際どういったところに使われているかというのを調べている最中でした。当初は、CH53に含まれているIBISですか、よくブレードが壊れたときに放射性物質が検知できる機械とか、そういったものに当たるのかということで、そのブレードの近くの点検とか、いろいろやっている最中にきょうの報道があったと。それで、一応そのときに調べた中では、まず航空機、民間機も含めてですが、やはり航空機の大体後方部分にバランスをとるためにおもりを置いているようです。民間機でも昔は劣化ウランを使っているおもりを置いていたという報道もなされています。民間機は全て今、別の金属に変更されていて安全性が保てる。ただ一方では、米軍機とか軍用機ではまだ使われている部分もあるというような、インターネットでの情報ですけども、そういったものが一応あります。

それともう一つ、きょうの報道ではトリチウムという報道もなされていて、トリチウムについては今、よく福島県で問題になっているあの汚染水、そこに入っている水素が結合した同位体ですけども、そういった内容の報道があったのですが、これについてはオスプレイに使われているというような、きょう朝、一生懸命ネットで探したのですが、そういった報告は今のところ見つけられないという状況にあります。

○**渡久地修委員** 名護の安部に墜落しましたよね。これについて米軍から、劣化ウラン、トリチウム等が使われていると。だから、放射性の露出というか、流出というか、これが懸念されるというような通知はありましたか。

○**金城典和参事兼基地対策課長** インターネット等の情報ではそういった表現をされているものも一応あったのですが、実際、県に正式にそういった放射性物質が入っているかという通知は、私は確認はしていないという状況です。

○**渡久地修委員** 県は、では墜落したときにこの検査というか、感知、放射能の測定とかというのは、やったのかな。

○**棚原憲実環境企画統括監** 平成28年12月のオスプレイの事故を受けまして、県ではガンマ線の空間放射線線量、海水中の人工放射線の調査を行っていますが、ほかの地域と比べて高いレベルのものは検出されていないという状況です。

○**渡久地修委員** 事故のときやったかということよ。

○**棚原憲実環境企画統括監** 事故の後です。

○**渡久地修委員** オスプレイはそもそもオートローテーション機能がない、事故の確率が高いということがある、そこにこういうものを使われているという点では、やはり配備撤回を求めていくということで、これは嚴重に、この報道がなされている以上、県民の命と安全を守るために、それは県もしっかり取り組んでほしいのですが、最後にこのオスプレイの配備撤回を求める県の決意を求めたいと思います。どうですか。

○**池田竹州知事公室長** 県では建白書に基づき、オスプレイの配備に反対であります。その配備撤回に向けて、今後も取り組んでいきたいと考えております。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**仲宗根悟委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでございました。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○**仲宗根悟委員長** 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る12月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

島袋令刑事部長。

○島袋令刑事部長 着座にて説明させていただきます。

平成30年12月から本年2月までの米軍構成員等による刑法犯の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等の刑法犯の検挙は8件、8人で、前年同期と比較して9件の減少、2人の増加となっております。

罪種別では、窃盗犯が5件、5人、その他が3件、3人となっており、これらの事件については、那覇地方検察庁に送致しております。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 刑事部長の説明は終わりました。

休憩いたします。

(休憩中に、交通部長の就任挨拶)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

宮城正明交通部長。

○宮城正明交通部長 お手元の資料をごらんください。

平成30年12月から本年2月末までの米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等による交通人身事故につきましては35件発生し、前年同期と比べ4件の増加となっております。

交通死亡事故の発生はありません。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより、12月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いをいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 交通部長に伺いますが、もしわかればということでお願ひします。米軍関係車両というのは、大体Yナンバーであるとか、Eナンバーとか、Aナンバー、いろいろありますけれども、現在のわかる範囲でいいですが、米軍関係車両の登録台数は沖縄県で今何台ぐらいありますか。

○宮城正明交通部長 Yナンバー等の登録台数につきましては、これは陸運事務所で行っておりまして、県警では具体的な数字は把握しておりません。

○山川典二委員 陸運事務所では件数はわかるということであれば、せめて、やはり交通部でもその数字ぐらいは把握していたほうがいいと思いますが、今お手持ちはないですか。例えば自動車税にしましても、2000CC以下は今、一般的には幾らぐらいかというのは、それもわかりますか。

○宮城正明交通部長 大まかな数字を答えるというのもちょっと、所管外になりますので控えさせていただきます。

○山川典二委員 一般的な自動車税に対して軍人・軍属の自動車税は約5分の1ぐらいということですね。それではわかりました。

きょう聞きたかったのは、登録台数が何台ぐらいあって、そして基地の中に登録したものと基地の外で登録している数字も欲しかったのですが、後刻で結構ですので、その辺もしわかれば、資料御提出をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。聞きたいのは、米軍関係車両の台数、そして基地内でどれぐらい、基地の外でどれぐらい、何パーセントぐらいという形でもいいと思います。そしてその中で、基地の外でやる場合は車庫証明を、車庫法に基づいてとらなければいけません、その登録をしている、外での登録をしているのが大体何台ぐらいになるのかというのが知りたいところでございます。というのは、日米合同委員会の合意事項であるとか日米地位協定の規定で、外で住んでいる軍人・軍属が車を使用する場合は、そこで車庫証明をとらなければいけないという、一応そういう規定が、合意事項がありますよね。その実態を知りたいということで、今言った項目を、済みませんが交通部としてぜひ、後ほど資料の提出をお願いしたいと思っております。

○宮城正明交通部長 車庫証明の登録台数は警察のほうになるのですが、実は、これは実態の数として数字はありません。その理由は、車庫証明を、車庫の登録を申請するときに職業とかそういったものがあるわけではなくて、例えば外

国人名があつたとしても、これが米軍人なのか一般の外国人なのか、それがわからない。ナンバープレートというのはその車庫登録をした後に交付されるものでありますから、これがYナンバーになるのかどうかというのはわからないわけです。

それともう一つは、車庫登録をするのは、市、町、あるいは指定された村、いわゆる北中城とか中城とか、そういったところが登録の申請は必要となりますけれども、それ以外の村では登録の必要もないということになりますので、実数としてどれぐらいなのかというのは把握できないという状況です。

○**山川典二委員** 大体、基地の中で実際はとって、そして基地の外で住んでいるときにそれを使用しているというのが実際の現状のようではありますが、少し古いのですが、1万4476台のうち、基地の外で正式に登録したものが40台しかなかったという、これ10年近く前の資料ですが、0.71%というような。これは何を言いたいかといいますと、人身事故であるとか、あるいは保険の問題とかいろいろなものが出てくるものですから、少なくとも把握できるところは把握していただいたほうがいいのではないかなと思っております。

わかりました、では資料につきましてはできる範囲のものは下さい。それ以外はまだ別のところで収集するようにしますので、ひとつよろしく願います。部長、就任早々あれですが、ひとつよろしく願います。ありがとうございました。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はございますか。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** 交通部ですが、人身事故がなかったのは大変よかったと思っています。それで、この事故の中で飲酒運転の件数がわかりましたら教えてほしいのですが。

○**仲宗根悟委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、交通部長から検挙数か、または事故数かとの確認があつた。)

○**仲宗根悟委員長** 再開いたします。

宮城正明交通部長。

○宮城正明交通部長 この3カ月で飲酒絡みの事故は1件発生がありまして、軽傷でございました。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、12月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。
説明員の皆さん、大変御苦労さまでございました。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

請願及び陳情等の質疑については、全て終結し、採決を残すのみとなっております。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中審査・調査事件の申し出についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中審査・調査すべきものとして決定した請願1件及び陳情46件と、お手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事

件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採択した請願及び陳情に対する委員会審査報告書の作成等については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書、県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める決議及び県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議、宛先が国連関係の決議と日本国内機関宛ての決議の二本について、議題に追加することを協議した結果、意見の一致を見なかった。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲宗根 悟